平成６年６月

税制改革についての答申

税　制　調　査　会

ま　え　が　き

税制調査会は、平成６年４月８日の第１回総会での細川前内閣総理大臣からの諮問及び同年５月10日の羽田内閣総理大臣の挨拶における要請を受け、昨年11月の「今後の税制のあり方についての答申 ― 『公正で活力ある高齢化社会を目指して』 ― 」やその後の経緯を踏まえつつ、所得課税、消費課税、資産課税等の各課税分野にわたって審議を進めてきたところであるが、その審議結果を、平成６年６月21日の総会において、「税制改革についての答申」としてとりまとめ、これを即日、内閣総理大臣に提出した。

本書は、この答申を印刷に付したものである。

税制改革についての答申

平成６年６月21日

内閣総理大臣　羽　田　　孜　殿

税制調査会会長　加　藤　　寛

平成６年４月８日付諮問及び同年５月10日の内閣総理大臣の挨拶における要請に対し、当調査会の意見を別紙のとおり答申します。

税制調査会委員等名簿

1　本答申の審議に参加した委員、特別委員及び専門委員は、次のとおりである。

委　　員	石　　弘　光	竹　内　佐和子
	大　宅　映　子	谷　野　伊　藏
	貝　塚　啓　明	中　西　真　彦
	片　岡　輝　昭	花　岡　圭　三
	加　藤　　寛	本　間　正　明
	川　上　哲　郎	松　浦　幸　雄
	栗　田　幸　雄	松　尾　好　治
	幸　田　正　孝	松　本　作　衞
	古　賀　憲　介	水　野　　勝
	後　藤　森　重	宮　島　　洋
	小　長　啓　一	森　田　明　彦
	今　野　由　梨	諸　井　　虔
	堺　屋　太　一	吉　永　みち子
	島　田　晴　雄	鷲　尾　悦　也
	杉　田　亮　毅	和　田　正　江
特別委員	五十畑　　隆	高　丘　季　昭
	伊　藤　三　郎	土　井　定　包
	大　澤　雄　三	藤　井　康　男
	大　田　弘　子	水　野　忠　恒
	久　保　伸太郎	吉　田　文　一
	河　野　光　雄	若　井　恒　雄
	鈴　木　淑　夫	
専門委員	伊　東　弘　文	神　野　直　彦
	碓　井　光　明	林　　宜　嗣
	金　子　　宏	

2　本答申の審議に当たり開催された地方ヒアリングにおいて、意見を述べた者は次のとおりである。（敬称略）

(1)　札幌ヒアリング（平成６年６月７日）

大　場　　糸　（㈱宝石のおおば代表取締役）
神　原　　勝　（北海道大学法学部教授）
小檜山　　亨　（高砂酒造㈱代表取締役社長）
天　日　公　子　（主婦）
野　上　儀　廣　（根室湾中部漁協参事）
藤　村　　武　（㈱北海道拓殖銀行専務取締役）
吉　田　英　嗣　（㈱北海道新聞社論説主幹）

(2)　仙台ヒアリング（平成６年６月７日）

足　利　明　彦　（農業、秋田県農協青年部協議会委員長）
古　玉　隆　子　（㈱あさ開勤務）
佐々木　良　夫　（連合宮城事務局長）
竹　澤　清　隆　（東北経済連合会副会長兼専務理事）
平　間　修　一　（隼電気㈱代表取締役社長）
福　永　隆　子　（あかねグループ代表）
渡　辺　勇　一　（歯科医）

(3)　名古屋ヒアリング（平成６年６月７日）

秋　田　康　明　（大同特殊鋼㈱勤務）
大　野　紀　子　（主婦）
齋　藤　喜　幸　（㈱松坂屋取締役会長）
丹　羽　克　彦　（㈱中日新聞社社長室企画部長）
浜　田　益　嗣　（㈱赤福社長、伊勢商工会議所副会頭）
早　川　昭　雄　（税理士）
村　瀬　喜代子　（民生委員、岐阜市児童委員協議会副会長）
安　井　久美子　（宮商事㈱勤務）

(4)　大阪ヒアリング（平成６年６月７日）

石　井　亮　一　（連合兵庫会長）
坂　本　允　子　（全大阪消費者団体連絡会事務局長）

土　渕　善　英　（㈱陶蒼社長）

豊　永　惠　哉　（松下電器産業㈱専務）

中　村　恵　子　（ホームヘルパー）

西　川　友　巳　（㈱チェーンストアオークワ勤務）

西　田　　勤　（落語家（桂　文珍）、関西大学非常勤講師）

和　田　亮　介　（和田哲㈱社長）

(5)　福岡ヒアリング（平成６年６月７日）

石　井　哲之介　（㈱高田工業所代表取締役社長）

市　丸　道　彦　（安川電機㈱勤務）

川　村　初　子　（主婦）

木　塚　正　光　（農業、佐賀県農協中央会常務理事）

西　　謙次郎　（㈱西日本新聞社論説委員長）

堀　田　津也子　（看護婦）

山　本　良　彦　（㈱博多大丸代表取締役社長）

(6)　熊本ヒアリング（平成６年６月７日）

相　田　政　子　（農業）

畔　津　美　佐　（㈱佐藤組勤務）

梶　尾　眞　治　（ＳＦ作家、カジオ貝印石油㈱代表取締役社長）

亀　井　創太郎　（亀井通産㈱代表取締役社長、熊本経済同友会常任幹事）

末　吉　ハル子　（主婦、鹿児島市婦人団体連合会会長）

鈴　木　徳　盟　（不動産賃貸業、熊本県青色申告会連合会会長）

福　島　　保　（宮崎県厚生年金受給者協会会員、宮崎県社会保険労務士会会長）

(7)　東京ヒアリング（平成６年６月10日）

大　森　栄　司　（連合東京政策局長）

後　藤　文　明　（レオン自動機㈱勤務）

紺　谷　典　子　（日本証券経済研究所主任研究員）

清　家　　篤　（慶応大学商学部教授）

富　永　照　子　（㈱菊水堂代表取締役社長、㈶浅草おかみさん会理事長）

Ｃ．Ｗ．ニコル　（作家）

福　原　義　春　（㈱資生堂取締役社長、東京商工会議所税制委員長）

松　永　真　理　（「とらばーゆ」編集長）

森　田　為三郎　（弘進堂経営、東京青色申告会連合会副会長）

(8)　金沢ヒアリング（平成６年６月10日）

久　藤　妙　子　（特別養護老人ホーム慈妙院園長）

得　地　滋　一　（農業、前富山県農協青年組織協議会委員長）

中　村　邦　昭　（㈱長寿代表取締役社長）

福　田　敦　宣　（㈱北國新聞社論説委員長）

宮　　太　郎　（㈱大和代表取締役会長、石川県商工会議所連合会会頭）

山　崎　みゆき　（㈱福井銀行勤務、第35期カルタ・クイーン）

横　山　和　男　（石川県生協連専務理事）

(9)　広島ヒアリング（平成６年６月10日）

安　達　　暎　（島根県厚生年金受給者協会会長）

内　山　誠　一　（中国電力㈱勤務）

大　下　龍　介　（㈱福屋代表取締役社長）

菅　尾　洋　子　（広島市立矢野西小学校教諭）

高　林　喜久生　（広島大学経済学部助教授）

弘　中　由美子　（主婦）

吉　田　全　作　（酪農業（吉田牧場））

(10)　高松ヒアリング（平成６年６月10日）

池　田　　修　（施設園芸農業）

合　田　靖　代　（主婦）

多田野　　久　（㈱タダノ代表取締役社長）

平　松　照　文　（井関農機㈱勤務）

廣　野　八　哉　（ＪＲ四国㈱常務取締役）

松　永　慶　子　（医師、老人保健施設エルダリーガーデン施設長）

矢　野　寛　子　（理容業、香川県青色申告会連合会婦人部長）

(11)　那覇ヒアリング（平成６年６月10日）

稲　嶺　恵　一　（㈱りゅうせき代表取締役会長、沖縄県経営者協会会長）

上　原　幸　一　（久米島漁業協同組合長）

我那覇　留美子　（主婦）

島　崎　康　子　（㈱沖縄山形屋勤務）

新　垣　智　子　（ケースワーカー）

名　城　政次郎　（㈻尚学学園理事長）

目　　次

頁

はじめに …… 1

第一　「中期答申」以降の税制改革の経緯 …… 3

第二　税制改革の具体化のための指針 …… 5

1. バランスのとれた税体系の構築 …… 5
2. 税負担の公平確保 …… 6
3. 行財政改革の推進 …… 9
4. 諮問で示された新たな視点 …… 10
5. 税負担増加の必要性 …… 12

第三　個人所得課税の軽減 …… 15

1. 基本的考え方 …… 15
2. 税率構造 …… 17
3. 課税最低限等 …… 18

第四　消費課税の充実 …… 19

1. 基本的考え方 …… 19
2. 課税対象、税率構造等 …… 20
3. 中小事業者に対する特例措置 …… 21
4. 仕入税額控除 …… 22
5. 使途等 …… 22

第五　地方税源の充実 …… 24

1. 地方税源のあり方 …… 24
2. 「地方消費税」構想 …… 25

地方税問題についての検討結果

附属資料

はじめに

1. 当税制調査会は、本年４月８日に発足し、細川前内閣総理大臣からの諮問や羽田内閣総理大臣からの挨拶を受け、昨年11月の「今後の税制のあり方についての答申 ― 『公正で活力ある高齢化社会を目指して』 ― 」（以下「中期答申」という。）やその後の経緯を踏まえつつ、所得課税、消費課税、資産課税等の各課税分野にわたって審議を進めてきた。

2. 内閣総理大臣からの諮問では、活力ある豊かな高齢化社会の実現を目指し、バランスのとれた安定的な税体系を構築するという観点にとどまらず、本格的な高齢化に伴って必要となる国民負担の増加への適切な対応や財政体質の改善といった点が、税制改革の新たな視点として提起された。

これを受け、当調査会では、税制についての議論と並んで、「21世紀福祉ビジョン」（高齢社会福祉ビジョン懇談会、本年３月28日）や財政事情、行政改革の実施状況などについてもヒアリングを行うとともに、５月27日には事務当局から、内閣総理大臣の諮問等を踏まえた「税制改革に関する機械的試算」を提出してもらい、これを材料にして議論を重ねた。

また、「地方消費税」を含めた地方税源の問題については、学者委員による「地方税源問題ワーキング・グループ」（ 以下「ワーキング・グループ」という。）が４月15日に設けられ、理論的・専門的な見地から検討が行われた結果が５月27日の総会に報告された。

なお、行政改革の問題は税制調査会の守備範囲を越える事柄であるところから、６月１日には当調査会会長が羽田内閣総理大臣を訪問し、税制改革への取組みとあわせ行政改革の具体的な実行を強く要請した。

さらに、６月７日及び10日の両日、全国11都市において、税制改革についての国民の意見を直接聴取するため、地方ヒアリングを実施した。

こうした審議、検討を踏まえ、６月14日以降答申のとりまとめ作業に入り、６月21日の総会において「税制改革についての答申」を決定した。

3. この答申は、「中期答申」の考え方に沿いつつ緊急に取り組むべき税制改革の基本的考え方やその具体的方向付けを中心に提言するものである。政府においては、この答申

と「中期答申」とを一体のものとして受けとめ、この答申で行った提言及びその背景となる基本的考え方について、国民の理解を求める努力を重ねつつ、速やかに税制改革の具体化を行うことを要請する。

第一　「中期答申」以降の税制改革の経緯

1. 税制調査会は、昨年11月、「中期答申」をとりまとめ、公正で活力ある高齢化社会を実現するためには、個人所得課税の累進緩和と消費課税の充実を柱に、所得・消費・資産等の間でバランスのとれた税体系を構築し、社会の構成員が広く負担を分かち合うことが重要であるとの基本的考え方を示した。同時に、政府に対し、このような「中期答申」の提言に沿って、できる限り速やかに税制改革の具体化に向けた努力を行い、改正事項の全体を一体的に成案化し、実施するよう要請した。

2. 「中期答申」以降、政府・与党においては、平成６年度税制改正へ向けて税制改革について種々の論議が積み重ねられたが、この間、本年２月３日未明には、細川内閣総理大臣から、「国民福祉税（仮称）」を含む「税制改革草案」が発表された。

　この草案では、上述のような「中期答申」の基本的考え方に沿いつつ、活力ある豊かな高齢化社会を実現するため、個人所得課税を軽減し間接税に重点を移した税制に改革するとともに、福祉の充実や生活環境社会資本の整備等を推進すべきであるとの考え方が示された。また、あわせて、このような税制改革を平成６年度税制改正において実現する中で、景気動向にも配慮し、所得減税などを先行実施するとの考え方も示された。

3. この細川総理の草案は、その一連の政策決定の手順について種々の批判があったこともあり、その後の連立与党協議において白紙に戻され、平成６年度税制改正では、税制改革を実現するには至らなかったが、こうした事態に対し、税制調査会は、「平成６年度の税制改正に関する答申」で、「（税制改革の）実現が先送りされることとなったのは誠に遺憾である。」との指摘を行った。

　一方、政府においては、２月８日に行われた連立与党代表者会議の合意を踏まえ、平成６年中に税制改革を実現するとの方針を明らかにした上で、平成６年度税制改正において、税制改革実現に向けてのいわば橋渡しとして、１年限りの個人所得課税の特別減税を実施するとともに、税制改革を先取りする形で相続税減税及び法人特別税の廃止等を行うことにより、総額６兆円規模の減税を実施することとした。また、平成６年度税制改正では、この他、公益法人等に対する課税の適正化等「中期答申」の指摘を踏まえたいくつかの改正が行われた。

4. さらに、平成6年度税制改正関連法案の審議の過程で、平成6年分所得税の特別減税法案の附則に、「平成七年分以後の所得税については、速やかに、税制全般の在り方について検討を加えて税制改革を行い、抜本的な所得税の減税を行うものとする。」との条項が全会派一致で追加された。また、個人住民税の特別減税についても同趣旨の附帯決議が行われた。これらの条項等により、税制改革の速やかな実現については、政府・与党の方針にとどまらず、立法府においても実質的に超党派の合意がなされたものと考えられ、税制改革は今や国民的な緊急の課題となっている。

5. このような状況の下で、本年4月8日、当調査会が発足するに当たり、細川内閣総理大臣から、「『今後の税制のあり方についての答申』に示された方向の下で、その後における諸情勢の進展を踏まえ、活力ある豊かな高齢化社会の実現を目指し、国、地方を通じる財政体質の改善に配慮しつつ、所得、消費、資産等のバランスのとれた安定的な税体系を作るため、望ましい税制の具体化について審議を求める。」との諮問が行われた。

また、5月10日には、羽田内閣総理大臣から、「当税制調査会におかれては、先般の細川前総理の諮問を私自身の諮問として改めてお受け取りいただき、引き続き精力的に審議を進め、6月中には、個人所得課税の軽減と消費課税の充実を柱とする税制改革の具体案づくりに向けた適切な指針を賜りますようお願い申し上げます。」との挨拶があり、税制改革の具体化に向けた、より端的な要請が行われた。

6. 当調査会は、以上のような「中期答申」以降の税制改革を巡る経緯を踏まえつつ、内閣総理大臣からの諮問や挨拶を受けて、今後における望ましい税制のあり方について議論し、緊急に取り組まなければならない税制改革の具体化の方向付けを中心に検討を行った。

第二　税制改革の具体化のための指針

1.　バランスのとれた税体系の構築

⑴　先に述べたとおり、「中期答申」では、既に私たちの足許から本格的な高齢化が加速・進展していることや、先般の抜本改革以降数年が経過し、個人所得課税について、中堅所得者層を中心として負担累増感が強まってきていることを踏まえ、「公正で活力ある高齢化社会」を実現するためには、公平・中立・簡素といった課税の基本原則に従うとともに、

①　高齢化社会を支える勤労世代に過度に負担が偏らないよう、世代を通じた税負担の平準化（個々人にとっては、ライフサイクルを通じた税負担の平準化）を図り、社会全体の構成員が広く負担を分かち合う税制を目指す、

②　高齢化社会においても安定的な経済成長を持続させるため、国民一人一人がその活力を十分発揮することのできる税制を目指す、

③　安心して暮らせる高齢化社会を構築するため、社会保障などの公共サービスを適切に提供しうる安定的な税収構造を目指す、

という視点から税制改革を進め、個人所得課税の累進緩和を通じた負担軽減と消費課税の充実を柱に、バランスのとれた安定的な税体系を作り、社会を中心となって支える勤労世代の肩に過度に負担が偏らないよう、社会の構成員が広く負担を分かち合うことが重要であり、このような税制改革はその全体が一体的に成案化され、実施されるべきであるとの基本的考え方が示された。

当調査会としては、このような「中期答申」に示された方向に沿って、税制改革の具体化を進めるべきであると考える。

⑵　このように個人所得課税について累進緩和を通じた負担軽減を図り、消費課税を充実させる方向での税制改革は、全体として勤労や事業活動に対するインセンティブを高め、経済社会の活力を高めることにもなると考えられ、経済の先行きに対して明るい影響を与えることになると期待される。

また、その具体的な実施に当たっては、経済動向や財政事情などを十分考慮に入れることが必要であり、中期的に財政収支のバランスを確保しつつ、当面の景気動向に対応するとの観点からは、税制改革を一体として推進する中で、個人所得課税の負担

軽減を消費課税の充実よりも先行して実施することが考えられる。

(3) 「中期答申」でも指摘されているように、税制改革は、本格的な高齢化を迎える我が国経済社会を豊かで活力あるものとするために避けて通れないものであるが、それにより個々の所得階層ごとに税負担の増減を生じることとならざるを得ない。その意味では、税制改革の実施に当たっては、社会的に真に援助を必要とする人々に対しては、社会保障制度等を通じてきめ細かな配慮を行うことが望ましい。

しかしながら、このような税負担の増減については、これまで行われてきた資産課税の充実等をも視野に入れた税体系全体の中で捉えるべきであり、また、単にその時点での税負担の増減という観点からだけでなく、個人の一生すなわちライフサイクルを通じた税負担、あるいは各世代を通じた税負担という観点から考えることが重要であろう。

この場合、各世代を通じた税負担については、現在の若年世代の生涯を通じた税負担と現在の中高年世代のそれを比べると、双方の負担の差異は、税制改革を行うことによって平準化され、より公平なものになると考えられる。

また、今回の税制改革は、本格的な高齢化に適切に対応するとの観点から行うものであり、それにより福祉等社会保障などの公共サービスの安定的な確保が図られることを通じて、国民各層に便益がもたらされるものと考えられる。

(4) なお、「中期答申」では、このような個人所得課税の軽減及び消費課税の充実にとどまらず、税制全般にわたって、幅広く今後の見直し、検討の方向が示されている。

このうち、相続税については、既に平成6年度税制改正において、いわば税制改革を先取りする形で見直しが行われた。

一方、利子・株式等譲渡益に対する総合課税への移行問題や納税者番号制度の問題をはじめとする資産課税のあり方や、法人所得課税、年金課税の問題等については、「中期答申」の指摘を踏まえ、当調査会として、今後とも引き続き検討を深めていくべき課題であると考える。

2. 税負担の公平確保

(1) 「中期答申」で示されているとおり、税制に対する国民の信頼の基礎として最も重要なものは、税負担の公平であり、制度、執行の両面において納税者の立場に立って、不断に公平を確保することが強く求められている。

いわゆる「不公平税制」の是正については、これまでも各般の取組みが重ねられ、

適正・公平な課税を実現するための努力が払われてきている。

特に、先般の抜本改革以降、資産に対する課税については、利子課税制度の見直し、株式等の譲渡益の課税化、更には地価税の創設や土地譲渡益課税の適正化、土地評価の適正化・均衡化等の土地税制の総合的な見直しを通じ、かなり充実してきている。また、社会保険診療報酬課税の見直しやみなし法人課税制度の廃止が行われてきたほか、租税特別措置等の厳しい点検・整理合理化に加え、適正な申告水準の維持向上を図る観点から、制度面において記帳義務の導入をはじめ各種の措置が講じられるとともに、執行面においても効果的・重点的な税務調査等の努力が行われてきている。平成6年度税制改正においても、租税特別措置等の徹底した整理合理化、寄附金の損金算入限度額の縮減による公益法人課税の適正化、交際費課税の見直し等、更なる是正措置が講じられた。

(2) しかしながら、今後、本格的な高齢化の進展に伴い、国民の負担が増えていかざるを得ないことを考えると、国民が税制に対する信頼と公平感を持つことが、より一層重要になってくると考えられる。

このため、税負担の公平確保については、今後も、広範な角度から最大限の努力を行っていくべきであり、特に、利子・株式等譲渡益に対する総合課税への移行問題や納税者番号制度の問題など資産課税の適正化については、今後とも一層検討を深めていく必要がある。

また、消費税の中小事業者に対する特例措置については、制度の公平性と簡素性の均衡を図る観点から見直しを図るべきである。

なお、引当金や国際課税等の企業関係税制等について、これらをいわゆる「不公平税制」であるとし、これを是正することにより減税等の財源は十分確保できるといった指摘をする一部の論者がある。しかしながら、これらはいずれも実態等に応じた見直しは必要であるものの、制度自体を「不公平税制」として捉えることは適当でなく、また、指摘されているような措置によって得られる財源規模には疑問がある。

いずれにせよ、課税の適正化の努力は財源確保の観点からというよりは、税制のあり方自体の問題として取り組むべきであることに留意する必要がある。

(3) 以下、利子・株式等譲渡益課税のあり方及び納税者番号制度についての当調査会としての現時点での考え方を整理しておきたい。

① 利子・株式等譲渡益課税

利子・株式等譲渡益の総合課税化の問題については、「中期答申」で指摘されているように、今後検討を一層深める必要があるが、その前提となる納税者番号制度については、後述のように、今後、同制度の効果や問題点等をより具体的に検討する作業を進めていくことが適当であると考えられることから、こうした検討作業と並行して、理論面、実態面から多角的に検討を深めていく必要がある。この場合、現行の分離課税方式から総合課税方式に移行させることとした場合に、どのような問題を実際に乗り越えなければならないのか、例えば、海外預金へのシフト等による租税回避や経済取引への影響、官民双方に新たに生じる納税・徴税コストの問題、所得課税の累進緩和との関係、包括所得課税論と分類所得課税論・最適課税論との理論的整理といった点について、より具体的かつ現実的な論議を積み上げていく必要があると考える。

なお、利子・株式等譲渡益に対する課税については、「中期答申」で指摘されているように、現行の分離課税制度の下であっても適正な税負担を求めていく必要があり、例えば株式等譲渡益に対する源泉分離選択課税等について、株式取引への影響等にも配意しつつ、その見直しを検討することが適当ではないかと考える。

② 納税者番号制度

納税者番号制度については、今後、統一的な年金番号の導入や住民基本台帳の電算化・ネットワーク化の進展等により、相当程度広範な国民を対象とする何らかの番号制度が整備されていくことが期待される。これらが納税者番号として利用できる程度にまで整備されていけば、将来的には納税者番号制度が、一定の限界はあるものの、適正・公平な課税を実現するための手段として有力な選択肢となると考えられる。それまでの間に、今のうちから納税者番号制度についての検討を、単に利子・株式等譲渡益課税との関連だけでなく、税務行政の機械化・効率化等も含めた幅広い観点から、積極的に進めていく必要がある。

したがって、今後、番号制度の利用等に係るコスト、資金シフト等の経済取引への影響、プライバシーの侵害が生じる局面やその予防策、税務当局による新たな広範な情報収集や番号使用の義務付けに対する国民の受けとめ方等の各種の課題を、具体的に検討していく必要がある。そこで、従来、納税者番号制度の具体像が明確でなかったことも踏まえ、同制度の導入の目的に応じて、把握すべき情報の種類や

対象となる取引の範囲を類型化していくことが有益であると考えられる。

3. 行財政改革の推進

税制改革、とりわけ国民負担の増加を求めるような税制の見直しを行う場合にはなおさらのこと、それについて国民の理解と協力を得るためには、税負担の公平確保の努力とともに、税の使途、すなわち行財政が一層効率的に運営されることが是非とも必要である。

高齢化の進展等に伴い社会保障費用などの財政需要の増大が予想され、今後、国民負担率は上昇していかざるを得ない。しかしながら、当調査会としては、平成２年４月の臨時行政改革推進審議会の答申が「（国民負担率は）高齢化のピーク時（2020年頃）においても50％を下回ることを目標とする。」と指摘しているところに沿って、できる限り国民負担率の上昇を抑制するため、国、地方を通じ従来にも増して歳出の節減合理化その他行財政全般にわたる思い切った改革を推し進めていくことが必要であると考える。

６月上旬に行った地方ヒアリングにおいても、多くの意見発表者の方々から、厳しい環境の下で民間部門において血のにじむようなリストラ努力が行われていることを考えれば、国、地方においても具体的に目に見える形で行政改革を行わなければ、税制改革や税負担の増加について国民の理解は得られないのではないか、公共事業や補助金の使われ方を見ていると、既得権化している面や硬直的な予算の執行が行われている面があり、歳出についての徹底した見直しを行うべきではないか、等の意見が出された。そうした意見の中には、まず行財政改革を行うべきで、これなくしては税制改革は是認し得ないという強い意見があった。

一方、税制改革は緊急に取り組まなければならない国民的な課題であるので、このような国民の強い意見を踏まえ、当調査会としては、行財政改革について、税制改革の具体化と同時並行して、果断に実行すべきことを政府に対し強く要請したい。

これに関連し、

- 具体的には、中央省庁の再編、特殊法人の整理合理化や公益法人等のあり方の見直し、国、地方を通じた定員の適正化、国と地方の役割分担の見直し、規制緩和や内外価格差の是正等を進めるべきであるとの意見、
- 行財政改革はその効果が発現するまでには相当の期間を要するものであり、直ちに大きな財源を生むようなものではないが、例えば「行革５か年計画」といった中期的な数値目標ないしプログラムを作成し、計画的、具体的に推進していくべきであると

の意見、

・　行財政改革は、国民に対する行政サービスの水準が低下することもありうることを覚悟しなければならない面もあるが、真に必要な行政サービスは確保するとの考え方で、行政サービスのスクラップ・アンド・ビルドや科学技術の進展に即応した行政効率の向上を図ること等により、極力無駄を排除し、簡素で効率的な行政を実現することが重要であるとの意見、

・　国民一人一人が、行政サービスとそのコストについての自覚と自己責任の意識を持つことが重要であるとの意見、

・　地方団体においても、特に住民参加の視点を重視し、抜本的な行政改革が進められる必要があるとの意見

などが出された。

いずれにせよ、当調査会としては、こうした意見も踏まえ、政府において、今後の財政需要の増加への対応を税負担の増加だけに求めるのではなく、財政需要全般の徹底した洗い直しを行い、歳出の削減・合理化を図ることが極めて重要であるとの認識に立って、聖域を設けることなく、勇断をもって、財政構造や行政システム全般にわたる抜本的な改革に踏み込むことを重ねて要請したい。

4.　諮問で示された新たな視点

内閣総理大臣の諮問では、その「趣旨」において次のように述べられており、税制改革の具体化に当たって、バランスのとれた税体系の構築という観点にとどまらず、本格的な高齢化に伴って必要となる国民負担の増加への適切な対応や財政体質の改善といった新しい視点からの検討が要請されている。

「本格的な高齢化社会においても経済社会の活力を損なうことなく、安定した豊かな生活を享受するためには、社会保障の充実や社会資本の整備、創造性にあふれた社会の実現などを進めていく必要がある。今後わが国財政がその期待される役割を適切に果たしていくためには、その対応力の回復に努めていかなければならず、公債残高が累増しないような財政体質を作りあげていくことが緊急の課題である。

このためには、行政改革や歳出の徹底した見直しなどを進め、国民負担率の上昇を極力抑えるため一層の努力を払っていく必要があるが、21世紀に向けた活力ある豊かな社会を実現するためには、国民の負担がある程度増えていくことは避けられない。」

この新たな視点についての当調査会としての審議、検討の結果は次のとおりである。

(1) 高齢化に対応するための国民負担の増加

諮問の「趣旨」で述べられているとおり、本格的な高齢化に対応するためには、今後、福祉等社会保障の充実や社会資本の整備等を推進することがより一層重要となってくる。また、我が国の国際社会における役割と責任も益々増大してきている。

特に、今後の社会保障のあり方については、厚生大臣の私的諮問機関である「高齢社会福祉ビジョン懇談会」において、今後の社会保障のあり方について議論が行われ、本年３月28日には「21世紀福祉ビジョン」がとりまとめられている。それに付された「社会保障に係る給付と負担の将来見通し（試算）」では複数のケースが示されているが、懇談会では、そのうち、年金や医療については安定化・効率化を図る一方、老人介護や児童対策等の福祉分野を充実するとの考え方にたった「ケースⅡ」が、今後我が国が目指すべき望ましい福祉社会像として評価され、このような基本的方向の下で、国民的なコンセンサスを得て、社会保障の適正な給付と負担を実現していくべきとの考え方が示された。

これによれば、社会保障給付費は、年金受給者や患者数の増加、介護や育児のニーズの増大等に伴い、今後大幅に増加していくものと予測されており、中期的に、西暦2000年度までの間についてみれば、社会保障給付費に係る国、地方を通じた公費負担は、名目値で1994年度の17.8兆円から2000年度の31兆円に増大するものと推計されている。この結果、現在価値で2000年度時点では約 5.3兆円の国民所得の伸びを上回る公費負担の増加となると見込まれる。

当調査会としては、このような「21世紀福祉ビジョン」で示された社会保障の考え方や水準については、更なる厳密な吟味が必要であり、受益者負担や自助努力、民間サービスの拡大等といった要素も十分勘案の上、国民負担の安易な増大を招かないよう、制度・施策の合理化、効率化の努力が進められるべきであると考えるが、それでもなお相当程度の国民負担の増加は避けられないことは明らかであり、このビジョンに示された社会保障の給付と負担の姿を手掛かりとして、税制改革の方向付けが行われることが望ましいと考える。

また、社会資本整備の促進についても、政府において、「経済改革研究会」報告（昨年12月16日）を踏まえつつ、本格的な高齢化社会の到来を見据え、「後世代に負担を残さないような財源の確保を前提とした公共投資基本計画の配分の再検討と積増しを含めた見直し」（対外経済改革要綱、本年３月29日）が進められていることを考

慮に入れるべきではないかと考える。

(2) 財政体質の改善

一方で、我が国財政の現状をみると、平成6年度末には公債残高が 200兆円を突破する水準にまで達する見込みであり、将来にわたる公債の元利償還負担が財政の硬直化を招きその資源配分機能を著しく損なうことが懸念されるなど、誠に深刻な状況にある。また、バブル経済の崩壊後、財政は大幅な歳入不足に直面しており、歳出歳入両面で相当な見直しを行う中で、両者のギャップを埋めるために、定率繰入れの停止等様々な特例的な措置を講ぜざるを得ない状況になっている。地方財政にあっても、平成6年度は大幅な歳入不足の状況に陥った上 100兆円を超える借入金残高（公営企業債の一部等を含む。）を抱えるなど誠に厳しい状況にある。

このような財政状況については、事務当局から示された「2000年度（平成12年度）における財政の試算」、「2000年度（平成12年度）の地方財政に関する試算」を材料として検討を深めたが、我が国財政を巡る深刻な状況は構造的に益々厳しさを増しており、中長期的にみても、自然に好転することを期待できるような状況にはない。

上述のような本格的な高齢化の進展に伴って必要となる福祉等社会保障の増加や社会資本の整備等、今後我が国財政がその期待される役割を適切に果たしていくためには、このような深刻な状況にある財政の体質改善を図り、その対応力の回復に努めていかなければならない。そのためには、諮問の「趣旨」で述べられているとおり行政改革や歳出の徹底した見直しなどについて、更に一層の努力を払っていく必要があることは言うまでもない。

5. 税負担増加の必要性

(1) このように行財政改革や歳出の節減合理化等歳出面での努力を従来にも増して強く推し進めるべきことは当然であるとしても、それによって、現在大幅な財政収支の不均衡を抱えている我が国財政が、今後21世紀に向けた活力ある豊かな社会を実現するため、社会保障関係経費の増加や社会資本整備の充実等の国民の要請に適切に対応することは困難である。また、これらの公共サービスは、今後の高齢化の進展に伴いいわば不可避的に生じ、また、国民が広く享受するものであることを考えれば、そのためのコストは、国民が税負担の増加により広く分担すべきであると考える。

以上を考えれば、当調査会としては、今後、本格的な高齢化に適切に対応するためには、国民に対して一般的な税負担の増加を求めていくことが必要であると考える。

⑵　しからば、今回の税制改革において、国民にどの程度の税負担の増加を求めるべきか、求めることができるかという点については、当調査会としては、そうした点を含め税制改革の具体化について検討するためには、定量的な議論が是非とも必要であり、税制改革について国民に具体的な計数を示し、これを材料に議論を深めるべきであると考え、事務当局から「税制改革に関する機械的試算」を提出してもらい検討を進めた。事務当局から提出された試算は、あくまで一定の前提の下での機械的な試算であり、そこに示されたいくつかの計算例のうち、いずれかを成案として選択すべきであるといった性格のものではない。しかしながら、この試算等をめぐる定量的な議論を踏まえ、当調査会としては、以下の点について大方の合意に達した。

①　本格的な高齢化が既に私たちの足許から加速・進展している状況にかんがみれば、税制改革が、高齢化に伴って必要となる福祉等社会保障、社会資本の整備等の公共サービスの増加に適切に対応すべきであるとの視点は極めて重要であり、基本的にこのような公共サービスの増加に伴う税負担の増大については、その必要性を国民に率直に訴えていくべきである。

②　こうした事情にかんがみれば、極めて厳しい財政事情の下で、少なくとも、税制改革が財政の悪化を招き、後世代に負担を残し財政の硬直化を高めることは厳に避けるべきであり、個人所得課税等に係る減税や減税を先行実施する場合に発行されるいわゆるつなぎ公債の償還のための財源については、税制改革の中で適切に対応すべきである。

③　税の自然増収の発生も念頭に置くべきであるが、高齢化に伴う経済成長の減速や構造的な財政収支ギャップを考えれば、自然増収に大きな期待をかけることは適当でない。

④　税制改革の具体化と並行して、行財政改革や税負担公平確保の努力を不断に行うべきことは言うまでもなく、こうした努力を踏まえて増税の規模をできる限り抑えるべきである。

一方で、活力ある豊かな高齢化社会を建設するためには、いずれは増税も考えなければならないが、今回の税制改革では歳入中立の考え方の下に個人所得課税の軽減等に見合う消費課税の充実を図るにとどめ、高齢化への対応の問題は引き続き検討を進めるべきではないか、との意見もあった。

(3)　個人所得課税等に係る減税の規模、消費税率の引上げ幅及び減税の先行期間等税制改革の具体案の決定については、以上を踏まえ、政府において速やかに適切な対応がなされることを期待したい。

　また、その際には、先に述べたとおり、並行して行財政改革について具体的な取組みを推し進めるとともに、社会保障等今後必要となる財政需要を国民に対しより分かりやすい姿で明らかにすることが極めて重要であると考える。

第三　個人所得課税の軽減

1. 基本的考え方

(1) 「中期答申」においては、個人所得に対する課税（所得税及び個人住民税）については、所得の大きさに応じて累進的な負担を求めるという意味で、国民の負担能力に応じた課税を通じ垂直的公平の確保に資する税制として、今後とも我が国の税体系の中で基幹的役割を果たすべきものである、と位置付けた上で、税制改革の一環として、中堅所得者層を中心とした税負担の累増感を緩和するため全体としての税率構造の累進性の緩和を進める等により税負担の軽減を図る必要がある旨、指摘された。

その後、前述したような経緯から、平成６年度税制改正では、景気対策の観点から１年限りの個人所得課税の特別減税が行われたが、個人所得課税のあり方については、税制改革の一環として引き続き検討することとされ、改めて、当調査会において審議を行った。

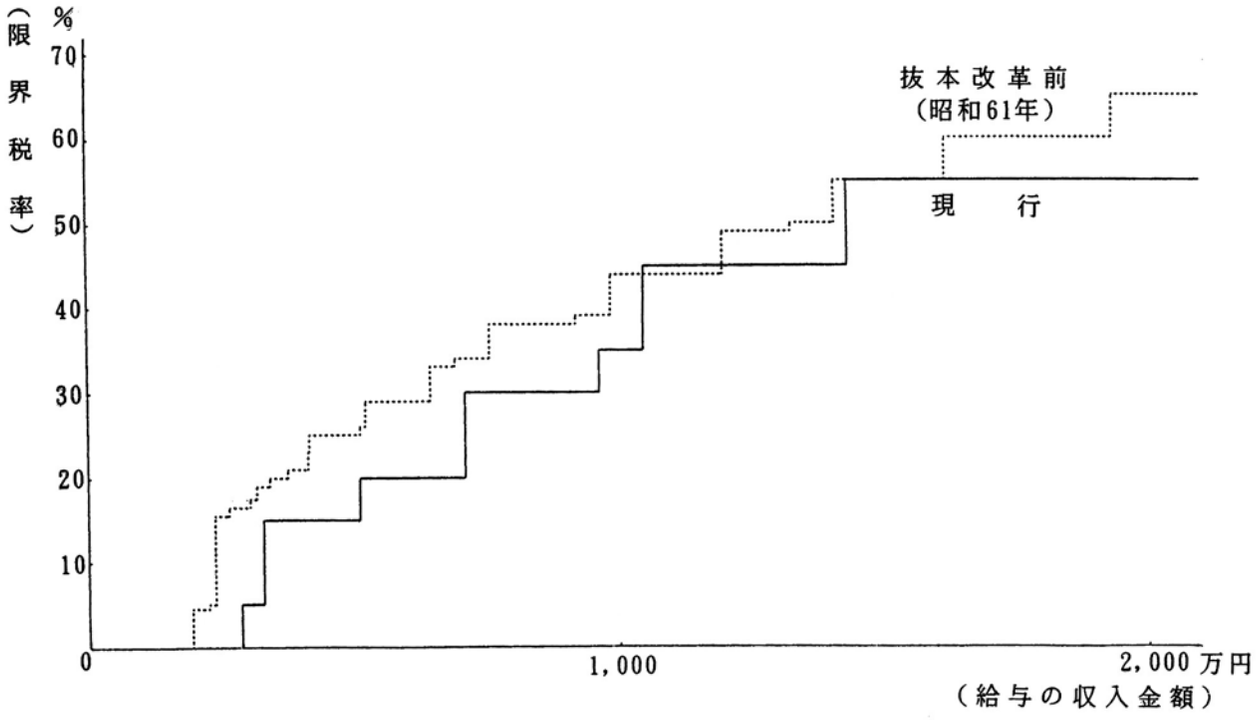
(2) 我が国における個人所得課税のマクロでみた負担水準は、課税最低限が高いこと等により納税者の大多数を占める中低所得者層の税負担が相当低い水準にあることから、国際的にみてかなり低くなっているが、それにもかかわらず、現行個人所得課税において問題となるのは、最低税率と最高税率の間の中間段階における税率の適用所得区分（ブラケット）の幅が相対的にかなり狭いこと等のために、勤労世代の中でも働き盛りの中堅所得者層に負担累増感が生じている、という点である。

(3) すなわち、個人所得課税の負担の現状をみると、年収600～700万円程度までの所得者層の税負担水準は既に相当低くなっているが、他方、年収700～800万円程度以上の中堅所得者層、とりわけ 1,000万円程度を超える所得者層については、収入が増加しても限界的な税負担が急上昇するために税引き後手取り収入があまり増えず、負担累増感が生じやすい状況をきたしている。

（注）例えば、夫婦子２人の給与所得者の年収が10％増加した場合の税引き後手取り収入の変化をみると、年収 500万円の場合には、増加した50万円のうち42万円が手元に残るのに対して、その２倍の年収である 1,000万円の場合には 100万円の収入増のうちの61万円、更に年収 1,500万円の場合には 150万円の収入増のうちの71万円しか手取り収入が増えない状況となっている。

これは、基本的には、先般の抜本改革においては中低所得者層の税負担の軽減に大きな重点が置かれ、課税最低限の大幅引上げ、最低税率の適用ブラケットの幅の大幅な拡大等が行われたこと、更には最高税率の引下げと税率の刻みの簡素化も行われたが、この場合でも、最高税率の水準は依然として高く、しかも所得がそれほど高くない階層からの適用とされたこともあって、最低税率と最高税率の間の中間段階の税率ブラケットの幅が、最低税率の適用ブラケットの幅に比して、小幅な拡大にとどまったこと等の事情を反映したものである。

所得税・個人住民税の限界税率（夫婦子２人の給与所得者）



(4) このような現行の個人所得課税については、我が国における所得分布の状況が諸外国に比してはるかに平準化していることを考えると、国際的にみて極めて強い累進課税とする必要があるのかといった問題がある。

とりわけ、収入が勤務年数等に応じて増加することの多いサラリーマンについて、ある程度の期間の経過とともに次第に中堅所得者層に属するようになってくる場合、そこでの累進が強すぎると、働き盛りで収入も多いが支出も嵩むという生活実感もあって、税負担の累増感が高まるおそれがある。

また、こうしたことが、給与ではなくフリンジ・ベネフィットとして便益を受ける

という形で、いわゆる会社人間化を助長することにつながるのではないか、といった指摘もある。

更には、累進が強すぎると、年々の所得が相当変動しうる職業に就いている者に不利をもたらすことになるのではないか、経済活動の海外移転や人材の海外流出を招くことにならないか、租税回避の誘因となるのではないか、といった議論もある。

(5) 以上を勘案すれば、個人所得課税については、中堅所得者層を中心とした所得階層において、できるだけ負担累増感が生じることのないよう、税率構造の累進緩和を図ることが適当である。これにより、先般の抜本改革における個人所得課税の見直しと相まって、中期的にみて全体として負担累増感の生じにくい安定的な税負担構造を構築することが可能になり、本格的な高齢化を迎える我が国経済社会の活力を高めることにもつながるものと考える。また、このような見直しは、先般の抜本改革以後の物価上昇に対応する負担調整にも資するものと考えられる。

なお、このような税率構造の累進緩和を図る一方で、今後とも、個人所得課税の課税ベースの拡大等の観点から、後述の特別な人的控除を含めた各種の控除や特例措置のあり方についても、幅広い見直しを進めていく必要があると考える。

2 税率構造

所得税及び個人住民税の税率構造については、一層の累進緩和を図る方向で、次のように見直すべきである。

(1) 税率の適用ブラケットの幅については、個々人のライフサイクルを通じるある程度長い期間にわたる相当程度の収入の伸びを見込んだ場合でも適用限界税率の極端な上昇がなるべく生じないように設定することが適当である。

この場合、例えば、所得税について限界税率を10%刻みに累進させながら税負担の増加を緩やかなものにするためには、高い限界税率が適用されるブラケットほどその幅をより拡大させていく必要があると考えられる。また、所得税及び個人住民税の税率の適用ブラケットについては、両税を通じた限界的な税負担の増加が滑らかなものとなるようにすることが必要である。

今回の個人所得課税の見直しにおいては、このような考え方を基本として、最低税率（所得税10%、個人住民税５%）が適用されるブラケットの幅については、先般の抜本改革において既に相当の拡大が行われていること等を勘案して最小限度の拡大にとどめ、むしろ所得税率20%及び個人住民税率10%の適用ブラケットの幅を中心に、

バランスのとれた累進構造が得られるよう、各ブラケットの幅をできる限り拡大することが適当である。

⑵　最高税率の水準（所得税50％、個人住民税15％）については、「中期答申」の考え方を踏まえ、基本的には所得税・個人住民税を合わせて50％程度を目途に引き下げていくことが適当である。

ただ、最高税率の引下げの前提として資産性所得の総合課税化を図る必要があるのではないかとの意見、最高税率の適用対象所得を大幅に引き上げれば累進緩和が図られること等から最高税率の水準を維持してもよいのではないかとの意見があった。

⑶　最低税率の水準については、所得税制のあり方の問題としては、中堅所得者層における負担累増感を緩和させる観点から、これを引き上げるべきとの考え方があるが、今回の税制改革における中低所得者層の負担状況に配慮すれば、現行水準を維持することもやむを得ないと考える。

3.　課税最低限等

⑴　個人所得課税の課税最低限が累次にわたる引上げにより既に高い水準となっており、また、個人所得課税は広く国民に負担を求めることが適当であること等を勘案すれば、所得税制のあり方の問題としては、課税最低限を構成する基礎的な人的控除について、その引上げを行うことは適当ではない。ただ、少額納税者層に対する消費税率引上げに伴う負担増への配慮から、ある程度引き上げることもやむを得ないと考える。

また、給与所得控除については、既に相当の水準となっているが、長期的に据え置かれてきている控除率適用対象収入範囲について若干の調整を行うこともやむを得ないと考える。

なお、中堅所得者層における累進緩和のためには課税最低限をむしろ引き下げるべきであるとの考え方があるが、これについては、今まで納税義務のなかった低所得者層に新たな所得税負担を求めることになり、現実問題として困難ではないかと考える。

⑵　なお、勤労学生控除、寡婦（寡夫）控除等の特別な人的控除については、「中期答申」で指摘されているように、今後、その整理合理化を幅広く検討していく必要があるが、今回の個人所得課税の見直しにおいては、その控除額については、少なくともこれを据え置くべきであると考える。

第四　消費課税の充実

1. 基本的考え方

(1) 消費課税の充実については、「第二　税制改革の具体化のための指針」に示したとおり、バランスのとれた税体系の構築、本格的な高齢化に伴って必要となる国民負担の増加の必要性及び財政体質の改善といった視点に立ち、消費税の中小事業者に対する特例措置等について、平成３年に行った見直し後の状況を踏まえて必要な見直しを進めるとともに、消費税率を引き上げ、税体系における消費課税のウエイトを高めることが必要である。

(2) 消費税の税率構造等及び中小事業者に対する特例措置をはじめとする制度のあり方については、「中期答申」の指摘に沿って、後述のように対応すべきである。

特に、中小事業者に対する特例措置及び仕入税額控除の方式については、消費税のような課税ベースの広い間接税になじみのなかった我が国の状況に顧みれば、消費税の円滑な導入を図るために採用されたものと考えられ、妥当な措置であったと考えられる。

しかしながら、これらの制度については、国民の間から制度の公平性や信頼性の観点から種々の批判が提起されており、消費税率の引上げに際しては、これらの制度についての総合的な見直しを行い、以下に示す方向に沿った改正等を行うことが国民の理解を高めるために重要である。

(3) 消費税率が引き上げられる場合には、あらためて、消費税と価格の関係について確認されることが望ましい。その詳細は「中期答申」において整理されているところであるが、これを要約すれば、以下のとおりである。

① 課税事業者は、原則として、売上げに係る消費税額を価格に上乗せすることとされている。

② 事業全体として税率引上げに対応する値付けとなっていれば、適正な転嫁の範囲内と考えられる。

③ 免税事業者は、仕入れに係る消費税相当額を価格に転嫁することが予定されている。

④ 免税事業者が本体価格の消費税率分を消費税相当額として受け取っている事例に

ついては、税率引上げなどの機会を捉えて改めるべきである。

⑤　税額を明示するか否かということは、各事業者が自主的に選択すべきものであるが、消費者の便宜の観点からすれば、個々の商品の最終的な支払総額が何らかの形で表示されることが望ましいのではないかとも考えられる。

(4)　中小事業者に対する特例措置に関連して、いわゆる「益税」（買い手が支払った消費税額で事業者の手許に残るもの）が問題とされているが、これらの特例措置といわゆる益税の発生との関係を整理すれば、以下のとおりである。

①　事業者免税点制度については、免税事業者が消費課税に伴い消費税分として仕入価格の上昇分を上回る価格の引上げを行ったとすれば、その差額に相当するいわゆる益税が発生する。

②　簡易課税制度については、みなし仕入率が実態を上回って乖離している場合には、いわゆる益税が発生する。

③　限界控除制度については、本来納付すべき税額の一部を事業者の手許に残すような仕組みとなっており、本制度による控除額がいわゆる益税となっている。

中小事業者に対する特例措置の見直しに際しては、こうしたいわゆる益税の解消の視点も踏まえた対応が必要である。

（注）上記の整理を踏まえると、いわゆる「益税」と制度による国の「減収額」（その特例措置がなければ国に納付されたはずの税額）とは異なるものであることに注意する必要がある。すなわち、事業者免税点制度を例にとれば、いわゆる益税は、上述のように価格転嫁の程度によって発生することとなるが、これに対して、減収額は、価格転嫁の程度とは関わりなく、制度上、特例措置を設けることに伴って生じるものである。事業者の現実の転嫁状況を考慮すれば、いわゆる益税の額は、減収額より小さいと考えられる。

2.　課税対象、税率構造等

(1)　消費税における非課税の対象については、そもそも「課税ベースの広い消費課税」としての基本的な性格に反することとなるほか、前段階税額控除の仕組みが非課税関連分野で機能しなくなるため、課税の累積を生じて経済取引を歪めること等を踏まえれば、その範囲を拡大することは適当でない。

(2)　消費税の税率構造については、税率の引上げ後においても、単一税率を維持すべきである。

すなわち、複数税率制度の導入については、

① 国民の消費態様が多様化している今日、対象品目を客観的な基準により選択することは困難である、

② 対象品目とそれ以外の品目の価格に異なる影響を与えることとなる、

③ 納税義務者の事務負担をはじめ、国民全体で膨大な社会的・経済的コストを払うこととなる、

等の問題があり、一般的に公平・中立・簡素といった観点からみた消費税の特長を損なうおそれがあると考える。また、軽減税率を設ける場合には、これによる減収分を補うため、標準税率の引上げ幅を大きくしなければならないことにも留意する必要がある。

なお、いわゆるゼロ税率の設定については、広く消費に負担を求めるという消費税の趣旨に反すること、課税ベースを著しく浸食すること、納税コスト・徴税コストを膨大にすること、事業者や消費者の間に新たな不公平感を惹起すること等から、その採用は認め難い。

(3) これに関連して、消費税が所得に対し逆進的ではないかといった問題については、一つの税目のみを取り上げて議論すべきものではなく、所得税をはじめとする税制全体の中で、更には社会保障制度等を含めた財政全体との関連で判断していくべき問題であり、我が国の税制が全体としてかなりの累進性を持つ一方、社会保障制度等の歳出面の施策が国民生活の様々な分野で整備・充実されてきていることに留意する必要がある。

なお、既に述べたとおり、少額納税者層に対する消費税率引上げに伴う負担増への配慮の観点から、個人所得課税の基礎的な人的控除について、ある程度引き上げることもやむを得ないと考える。

また、消費税率が引き上げられると、広範囲な人々がその負担増を分かち合うこととなるが、既に述べたとおり、真に手を差し延べるべき人々については、社会保障制度等を通じ、きめ細かな配慮が行われることを望みたい。

3. 中小事業者に対する特例措置

事業者の間における現実の事務処理能力の差異にかんがみれば、消費税の仕組みの中に事業者の事務負担を軽減する措置を設けること自体は合理性があると考えられるが、事業者が消費税の納税事務に習熟してきたと認められる今日、消費税率の引上げを踏ま

え、制度の公平性と簡素性との間でどのように均衡を図るかという観点から中小事業者に対する特例措置のあり方を見直すことが必要である。

(1) 事業者免税点制度

事業者免税点制度については、基本的には、事務処理能力及び転嫁の実現可能性を踏まえつつ、制度に対する理解・習熟に伴い相対的に規模の大きい免税事業者には課税事業者としての対応を求めていく方向で検討を行うことが適当である。

また、本制度により、買い手の支払った消費税相当額の一部が事業者の手許に残っているのではないかという疑念に対応するため、免税事業者が本体価格の３％を消費税相当額として受領している事例について税率引上げなどの機会を捉えてこれを改めるよう指導することなどにより、いわゆる益税の解消に努める一方で、免税事業者といえども仕入れに係る消費税分の価格引上げが消費税の性格上予定されていることなどについて周知を図ることが必要である。

(2) 簡易課税制度

簡易課税制度については、納税事務の習熟の度合い等に応じてできるだけ多くの事業者に対して本則計算を求めていくことが望ましく、その適用上限について、中小事業者の事務負担に配慮しながら、更に引き下げることが適当である。

また、簡易課税制度のみなし仕入率に関しては、その適用区分や水準について適時見直しを行い実態に即したものとしておくことが必要である。

(3) 限界控除制度

限界控除制度については、消費税導入に伴う納税事務負担の増加や課税の影響に対応するための経過的な措置として位置付けるべきであることから、その廃止を含め適切な是正を行うことが適当である。

4. 仕入税額控除

仕入税額控除については、制度の信頼性や課税・非課税判定等の利便性、正確性の観点から、取引の実態を踏まえつつ、請求書、納品書、領収書その他取引の事実を証する書類（インボイス）のいずれかを保存することをその要件に加えることが適当である。

5. 使途等

消費税を社会保障に関する目的税化するとの考え方については、①財政の一般論として、目的税は資源の適正な配分を歪め財政を硬直化させる傾向を持つ、②既存の目的税に見られるような受益・負担の直接的な対応関係を見出し難い、③福祉が税収によって

逆に制約を受けるのではないかという福祉関係団体の懸念がある、等の指摘を踏まえて判断する必要がある。

これに関連して、消費税の名称を使途に由来するものに改めるという考え方については、税制の根幹が課税対象、納税義務者等を明確にすることにある点を踏まえれば、原則として税の使途を名称とすることは適当ではないとの意見があった。

第五　地方税源の充実

1. 地方税源のあり方

(1) 地方分権を推進していくことは、時代の要請であり、地方団体が地方自治の本旨に従い、より自主的に活動していくよう努めねばならず、特に高齢化社会の進展とともに、地域福祉の担い手である地方団体において、地方税源の充実確保が必要であり、また、身近なところで税を納め、その使途をチェックすることの意義については、当調査会の意見の一致を見たところである。

国と地方の歳出純計に占める地方の歳出の割合は、約3分の2であるのに対し、租税総額に占める地方税比率は約3分の1となっている。この乖離の存在により、住民の受益と負担との不一致が生じ、住民の自治意識の涵養が妨げられているという面があるとの指摘がある。地方分権を推進し、地方の自主財源を充実させるためにも、今後、地方団体間の税収格差の拡大の可能性については認めつつ、この乖離を縮小する方向で地方税の充実確保を図ることが必要であると考える。特に個人住民税の軽減を行っていく場合には、その補塡財源として地方の自主税源が確保されなければ、その乖離は更に拡大することになるため、速やかに対応すべきであるとの意見があった。

また、都道府県は、法人所得課税に偏った不安定な税収構造となっており、今般の景気後退によって都道府県財政は大きな影響を被っている。地方の税制改革を進めて行く上では、この不安定な構造を是正することも併せ望まれている。

(2) 具体的に地方税源の充実を図る上では、地方の基幹税目である個人住民税や固定資産税の充実が考えられるが、中長期的にはその充実を目指す必要はあるとしても、当面は困難な状況にあると考えられる。したがって、所得課税から消費課税へと税体系がシフトしていく中にあっては、地方においても、既存の個別間接税の見直しにとどまらず消費課税の抜本的充実策について検討する必要がある。その際、地方税が本来持つ地域性ということを考慮すると、地方の消費課税としては、理論的には小売売上税が最も馴染むものであり、諸外国においても、アメリカ、カナダ等に例があるが、国の消費税が現存する下で、これまでの税制調査会答申においても執行上の困難性が指摘されてきていることも考え併せると、現実的には困難であるとの意見が多かった。

また、国の消費税はその2割が消費譲与税として、地方に譲与されているが、消費

譲与税は住民と地方団体との関係が切断されており、地方責任の原則、地方分権の視点から不適切であることから、地方税として仕組むべきであるとの指摘もあったが、これに対しては消費譲与税は、定められた基準に従って、都道府県、市町村に税収が配分されており、一般財源として十全に機能しているとの指摘もあった。

なお、今後の地方税源の充実に当たっては、これまでのような経済成長や地価の上昇を前提とはできないのではないか、さらに、地域の開発振興の成果が自治体の税収に反映されるといった点にも留意していくべきではないかという意見もあった。

2　「地方消費税」構想

(1)　これに関連して、地方団体側が実現を求めている「地方消費税」構想は、現行の消費譲与税を道府県税に組み換え、地方に一般的な消費課税を導入して、不安定な都道府県の税収構造を是正しようとするものである。この構想については、ワーキング・グループにおいて、多岐にわたる論点について検討を行った。

多段階型付加価値税を地方税として仕組んだ場合、税の最終負担者である消費者が消費を行った地域と、税収が帰属する地域との不一致が生ずることとなるが、これに関連して、「地方消費税」の課税根拠をどのように考えればよいのかという問題が検討された。

これに関しては、最終消費者の購入する財貨・サービスの価格形成に当たっては、各流通段階における各地方団体の行政サービスが寄与しているので、このことに基づいて、それぞれの地方団体に税を帰属させる「地方消費税」の考え方は合理的ではないかとする意見があった。

一方、これに対しては、この考え方は、むしろ消費税を事業者に対する課税として捉えるものであって現行の消費税の考え方と矛盾し、更に、輸出取引に対する免税や、金融サービス取引等に対する非課税等、現行消費税において消費課税として整合的に採られている措置の根拠を説明するのが困難となるのではないかとの意見があった。

しかし、いずれにしても「地方消費税」の最終負担者は消費税と同様、消費者であって、「地方消費税」を制度的に仕組む上で、その課税根拠として応益的な考え方を採ることに支障はないのではないかとする意見があった。

なお、「地方消費税」の導入が税収の偏在にどのように影響を与えるのかという問題や、消費譲与税の市町村分の廃止及びこれに伴う税源移譲の結果、個別市町村に税収減が発生するのではないかといった問題等については、可能な範囲で、今後、更に、

定量的な議論を行うことが適当ではないかとの意見もあった。

(2) このワーキング・グループの検討結果を踏まえ、当調査会において、更に総合的な見地から本件の検討を深めた。

「地方消費税」の導入については、ワーキング・グループの検討から明らかにされたとおり、租税理論上いくつかの問題があるとしても最終的には政策判断の問題であるとする意見や、現実的な選択肢でもあり、今回の税制改革において結論を得べき問題ではないかとする意見もある一方で、提案されている仕組みとした場合、市町村財源の補填をどうするのか、あるいは地方分権の今後の動向や国・都道府県・市町村がどのように役割分担を行っていくのか、納税者等の事務負担がどうなるのかという点を、まず見定める必要があるので現時点で結論を得るのは困難ではないかとする意見もあった。

当調査会としては、地方税源の充実確保が必要であるとの観点から「地方消費税」の問題について、累次にわたり検討を重ねてきたところであり、今回の審議の過程においても個人住民税の負担軽減との関連を踏まえ、審議を行ったが、前述のような様々な意見があり、これまでの議論を総括してみても現時点でその導入の適否について判断を行うには至らず、今後とも引き続き地方分権の推進に真に資する地方税源充実の具体的方策に関し、この「地方消費税」案について更に検討を深めつつ、幅広く検討を行い、可及的速やかに結論を得るべく審議を行うこととしたい。

地方税源問題についての検討結果

地方税源問題についての検討結果

平成６年５月２７日

税制調査会会長　加藤　寛　殿

地方税源問題ワーキング・グループ座長　貝塚啓明

地方税源問題について、当ワーキング・グループの検討結果を別紙のとおり報告します。

1　地方税源問題ワーキング・グループ設置の経緯

(1) 税制調査会は、平成５年１１月１９日、「今後の税制のあり方についての答申」を決定したが、そのなかで、「地方消費税」を含めた地方税源の問題については、次のとおり述べられているところである。

「地方自治の推進を図るため、また、地方税における直間比率是正のために、現行消費譲与税を地方独立税としての地方消費税に組み替えるべきではないかとの意見が出されたが、これに対しては、地方の直間比率の是正も重要だが、税制の簡素化を重視すれば、地方財源の確保は地方譲与税でも差し支えないのではないか、国税・地方税のあり方は、一般的に税目によって分けて考えるのが望ましく、地方消費税は、税の帰属地と消費地との関係や国境税調整の問題、納税コストの観点から困難ではないか等の意見が多く出された。

いずれにせよ、地方消費税を含めた地方税源の問題は、直間比率の是正のみならず地方自治の本旨とも深く関わる重要な問題であり、上記のような問題を踏まえながら、今後、消費税のあり方の見直しと併行し、検討を加えることが必要であると考えられる。」

(2) その後、平成６年４月８日、細川総理大臣から「今後の税制のあり方についての答申」に示された方向の下で望ましい税制の具体化について審議を求める旨の諮問を受けて、税制調査会は新たに審議を開始したところである。ここで、「地方消費税」を含めた地方税源の問題については、理論的・専門的見地からの検討が必要であることから、上記の答申を受けて、少人数の学者による検討の場を設け、後日、総会にその検討の成果の報告をさせることが、４月１２日の総会において決定されたところである。

この決定に基づいて設置されたのが、当「地方税源問題ワーキング・グループ」である。

2　地方税源問題ワーキング・グループの検討の経過と結果

(1) 当ワーキング・グループは、４月１９日以来、会合を６回開催し、検討を行

った。

(2) 当ワーキング・グループにおける主な検討結果は次のとおりであった。なお、詳細については、別添の論点メモに記載のとおりである。

① 地方税の意義、地方税源の充実確保の必要性

地方分権の推進、高齢化社会の進展と地方税源との関わりについては、国・地方の関係を見直し、地方分権を推進することは時代の要請であり、地方団体が地方自治の本旨に従い、より自主的に活動していくことができるよう、地方税源の充実確保を図るべきではないかとの意見や、高齢化社会の進展に伴って、地域福祉の担い手である地方団体において、地方税源の充実確保が必要ではないかとの意見は、ほぼワーキング・グループの各委員に共通するものであった。

ただし、この場合において、「地方分権」という概念があいまいなまま用いられているために必要な税源充実方策との関係が明確にされていないのではないかとの意見や、高齢化の進展に伴う福祉充実の担い手に関して、一般には市町村が中心的役割を果たすこととされる一方、都道府県も一定の役割を担うべきではないかという意見もある中では、まず、都道府県と市町村の役割分担と協力関係を明らかにした上で、これを踏まえてそれぞれへの税財源配分を考えていくべきではないかとの意見があった。

地方税のあり方については、国と地方の税源帰属については、税源が普遍的に存在するものは地方税、偏在があるものは国税とすることが原則ではないかとの意見があり、また、国、都道府県、市町村は基本的にそれぞれの状況に最も適合する税目に特化していく方が望ましいとの意見があった。これに対し、日本の経済社会状況から見れば、消費課税も含め、国と地方とで課税標準を共通にする実質的な共同税化を模索することが適当ではないか、あるいは、現在の税制からみても税目の特化にこだわる必要はないのではないかとの意見があった。

② 地方税源の充実確保の方法

地方税の課題については、今後、地方団体間の税収格差の拡大の可能性については認めつつ、地方の歳出と税収との乖離を縮小する方向で、地方税の充実確保を図ることが必要との意見や、法人所得課税に偏った不安定な都道府県

の税収構造の是正が必要との意見は、ほぼ各委員に共通するものであった。

地方税における課税のバランスについては、地方税は国税以上に直接税に偏っており、消費課税のウエイトが低く、安定的な消費課税の充実が必要との意見があり、他方、地方税には固定資産税という極めて安定的な税源があることにも留意すべきであり、そもそも財政調整を前提とするならば、国・都道府県・市町村ごとに直間比率や課税のバランスを論じる意味に乏しいとの意見があった。

譲与税については、譲与税では住民と地方団体との関係が切断されており、地方責任の原則、地方分権の視点からは基本的に認め難いという意見や、消費譲与税は税源が普遍的に存在する一般財源である等から他の譲与税と異なり地方税として仕組むべしとする意見があったが、他方、消費譲与税についてはその配分に関する国の関与は排除されており、基準財政収入額への算入上も地方税と同一の取扱いがされ、一般財源として十全に機能しており、その見地から、現在提案されている「地方消費税」に比較すると現行の消費譲与税でもよいのではないかとの意見があった。

③　地方税源の充実確保のための選択肢

所得課税・資産課税の充実については、個人住民税と固定資産税という基幹税目の充実の検討が先決ではないかとの意見があり、他方、これについては中長期的には、その充実を目指す必要があるが、当面は困難との意見があった。

消費課税の充実については、その方法として、理論上は小売売上税が地方の消費税としてなじみやすいのではないかとの意見が多かった。他方、小売売上税については、従来から累次の税制調査会答申において指摘されているように諸々の課税上の困難が大きいとの意見も多く出され、これを踏まえ、現実的な代替案を探っていくべきではないかとの意見があった。

④　「地方消費税」についての検討

「地方消費税」の課税根拠等については、税の帰属地と消費地が不一致であることは消費課税の本質に反し、また、「地方消費税」を、事業者が地方団体から受ける行政サービスの対価であるとする説明は、現在の消費税の説明とは矛盾し、また、輸出に対する還付や非課税取引の存在を否定することになるとの意見があった。これに対しては、「地方消費税」の負担者は消費税と同様、

最終消費者であるが、最終消費者の購入する財貨・サービスの価格形成に当たっては、各流通段階における各地方団体の行政サービスが寄与しているので、このことに基づいて、それぞれの地方団体に税を帰属させることは合理的であるとする意見があった。また、いずれにしても「地方消費税」の問題には、租税理論上いくつかの問題があるとしても、最終的には、政策判断の問題であり、消費税収を国と地方との間で合理的に配分するメカニズムがいかに構築できるかどうかという問題に集約されるとの意見もあった。

「地方消費税」は新たな企業課税ではないか、また、現行事業税との区別が不明確であり、二重課税ではないかとの意見があったが、これに対しては、「地方消費税」は消費税と同じく、最終消費者への税の転嫁を予定するものであるから、企業課税ではなく消費課税と考えるべきとする意見があった。

分割基準等については、事業者の受けた行政サービスを測る適切な指標の問題であり、付加価値額に代わる客観的で簡明な指標として従業者数を適当とする意見があり、他方、消費課税の性格に照らした配分基準（民間最終消費支出額、人口）を設けるべきとの意見があった。

国境税調整等については、国際取引における中立性の要請からこれを不可欠とする意見が多かったが、「地方消費税」の課税根拠のように応益的な考え方からは、これを理論的に根拠付けることは困難であり、また想定されるシステムも十全に機能しないのではないかとの意見もあった。

納税者や課税団体の事務負担については、種々の工夫により軽減可能とする意見があり、他方、なお相当の負担があるとする意見があった。

その他、課税自主権、一般消費税等の経緯等の各項目についても所要の検討が行われた。

(3) 以上、当ワーキング・グループにおいては、地方分権の推進、高齢化社会の進展に対応して地方税源の充実確保が必要であること、法人所得課税に偏った不安定な都道府県の税収構造の是正が必要であること等の問題提起に応え、地方税源の問題に関し検討を行った。これに関連して提案されている「地方消費税」に係る個別の検討事項についても理論的検討を行ったところである。なお、「地方消費税」の導入が税収の偏在にどのように影響を与えるのかという問題

や、消費譲与税の市町村分の廃止及びこれに伴う税源移譲の結果、個別市町村に税収減が発生するのではないかといった問題等については、可能な範囲で、今後、さらに、定量的な議論を行うことが適当ではないかとの意見もあった。

当ワーキング・グループとしては、この報告における理論的な検討結果を踏まえつつ、総会において総合的な見地から望ましい地方税源の充実確保の方策について更に審議がなされることを期待するものである。

参　考

地方消費税の骨子

地方消費税については、課税標準等を国と同一とするとともに、分割事業者については、本店所在の都道府県に一括申告納付することを認めるなどの簡素化により、納税義務者の事務負担の軽減を図る。

また、従来課題とされた国境税調整の精算のためのシステムを構築し、技術的問題点の解決を図る。

1　課税団体　　都道府県

2　納税義務者　　国と同じ

3　課税標準　　国の消費税の課税標準と同一又は国の消費税額

4　税率　　一定税率

5　非課税及び免税　　国税の非課税取引及び免税取引（輸出取引等）

6　徴収方法　　申告納付（国と同じ　原則年４回）

7　分割法人

・　主たる事務所又は事業所所在の都道府県に対し一括して申告納付することができる。

・　主たる事務所又は事業所所在の都道府県は、当該税額を一定の基準により各都道府県に分割し、各都道府県に支払う。

8　国境税調整

・　輸入課税、輸出等に係る還付について、国と同じように地方消費税においても国境税調整を行う。

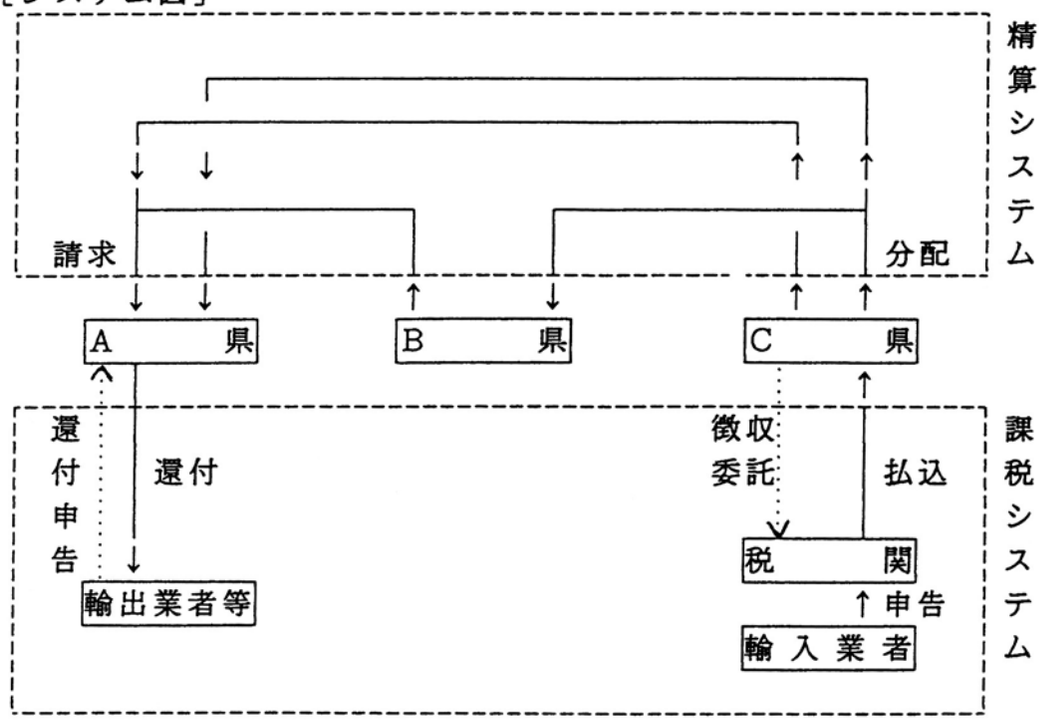
国境税調整システム案

－国境税調整の問題について

消費税の課税対象は国内取引と輸入取引とされている。また、輸出については、免税とされており、輸出の仕入れに係る税額については、国内取引に係る前段階の税額とあわせ控除することとされている。このように輸入に対し課税し、輸出を免税とし前段階の税額を控除することを国境税調整という。

地方消費税においても国境税調整を行う場合、個々の団体ごとに行うと輸入に係る税額や輸出等に係る還付が特定の団体に集中することになるので、これを避けるため、前（々）年度の地方消費税額等を基準として、これらを都道府県間で配分する精算システムを設けることとする。

［システム図］



［注］税関への徴収委託に関して検討すべき事項

○　徴収事務上の問題
○　会計処理上の問題
○　事務処理上の問題

附属資料

論　点　メ　モ

地方税源問題ワーキング・グループ

目　　次

1　地方税の意義、地方税源の充実確保の必要性

（１）地方分権の推進、高齢化社会の進展と地方税源 ---------- 1

（２）地方税のあり方 ---------- 1

2　地方税源の充実確保の方向

（１）地方税の課題 ---------- 2

（２）地方税における課税のバランス ---------- 3

（３）譲与税の位置付け ---------- 4

3　地方税源の充実確保のための選択肢

（１）所得課税等の充実 ---------- 4

（２）消費課税の充実 ---------- 5

4　「地方消費税」の意義とその検討事項

（１）「地方消費税」の意義 ---------- 6

（２）課税根拠、税の帰属地と消費地の関係等について ---------- 6

（３）分割基準等について ---------- 8

（４）国境税調整等について ---------- 9

（５）納税者、課税団体の事務等について ---------- 9

（６）課税自主権等について ---------- １０

（７）事業税との関係について ---------- １１

（８）市町村への税源移譲について ---------- １１

1　地方税の意義、地方税源の充実確保の必要性

（１）地方分権の推進、高齢化社会の進展と地方税源

○　日本はこれまでは中央集権によって経済発展をしてきて成功を収めたが、制度疲労がきており、地方分権により全国の均衡ある発展を図らなければならない。また、高齢化社会の進展に伴って、地域福祉の担い手である地方団体において、特に安定的な財政運営が求められている。国・地方の関係を見直し、地方分権を推進することは今や時代の大きな要請であり、地方団体が地方自治の本旨に従い、より自主的に活動していくことができるよう、地方税源の充実確保を図るべきではないか。

○　地方分権の問題を考えていくに当たっては、国・都道府県・市町村の役割分担について十分な検討が必要であり、更にこれに対応した税源配分のあり方、地方交付税制度や補助金、起債制度等まで含め、幅広い角度からの議論を行うべきなのではないか。

○　地方分権が、今後の我が国の重要課題となっている中で、少なくとも今回の税制改正による減税額については地方独立税として補塡して、次の地方分権の大改革に備える体制を作っていくことが最低限必要なのではないか。そして、地方分権の進展に伴い、今後、国・地方の事務配分の見直しが行われる場合には、その時点でそれに対応した地方税制の見直しを行うべきではないか。

（２）地方税のあり方

○　国と地方の税源配分については、税源が普遍的に存在するものは地方税、偏在があるものは国税とすることがマスグレイブの地方税原則ではないか。

○　国、都道府県、市町村の各レベルが同様の税収構造を持つ合理的理由には乏

しく、基本的にはそれぞれの状況に最も適合する税目に特化していく方が望ましく、例えば、地方税では税源が移動しないこと、つまり固定資産が税源の理想ではないか。

○　税源の種類と課税する政府のレベルとの関係にはこだわる必要はなく、地方政府の役割が増えてくるのに対応して、地方政府の税源は、固定資産中心から、所得課税へ、消費課税へと移行し、税源も国から地方へ移譲していかざるを得ないのではないか。

○　地方歳出のウェイトの高い先進諸国の税源の配分の方法をみると、その方法として第一に、一般消費税は国税に、所得税は地方税にというスウェーデン型の方法、第二に、所得税は国税に、一般消費税は地方税にというアメリカ型の方法、第三に、所得税も一般消費税も国、地方の共同税化しているドイツ型の方法があり得るのではないか。

○　税収構造の実態からみて、特定のレベルの政府が特定の税源に特化することは困難であり、ある税源を各レベルで分かち合うことはやむを得ない。日本の経済社会状況から見れば消費課税も含め国と地方とで課税標準を共通にする実質的な共同税化を模索することが適当ではないか。

○　日本では形式的に共同税を導入することは無理であるので、現実的には実質的共同税化、消費譲与税の地方税化を選択せざるを得ないのではないか。

２　地方税源の充実確保の方向

（１）地方税の課題

○　国と地方の歳出純計に占める地方の歳出割合は、６５．５％であるのに対し、租税総額に占める地方税比率は、３７．６％となっている（いずれも平成４年

度決算額）が、このため、国から地方への財源の移転が大きくなり、地方の住民にとって、地方団体からの受益と地方税の負担関係があいまいになっており、自治意識の涵養が阻害されているのではないか。今後、地方の歳出と税収との乖離、すなわち地方交付税、地方譲与税、補助金等を縮小する方向で、地方税の充実確保が必要ではないか。

○　今の地方税の大きな問題は、法人所得課税に偏った不安定な都道府県の税収構造であり、これを是正して安定的な税収構造にすることが必要なのではないか。

○　都道府県の税収構造の安定は、事業税の見直しや、都道府県と市町村との税目の再配分によって対応すべきではないか。

（２）地方税における課税のバランス

○　地方税の約９割は直接税であり、国税以上に直間比率が直接税に偏っており、所得、消費、資産等のバランスでみた場合であっても、平成元年度の消費税の導入に伴って、地方間接税が廃止・縮小されたこと等のため、消費課税のウエイトが低く、地方にこそ消費課税の充実が必要ではないか。

○　直間比率あるいは所得・消費・資産等のバランスの議論は、国・地方を合わせたところの国民にとっての負担のあり方についての議論であり、これを国と地方とに分けた場合は、単なる歳入構造論に過ぎないのではないか。地方には固定資産税等の極めて安定的な直接税があり、さらに、最終的に財政調整が行われることを前提とするならば、歳入構造という見地からも、国・地方あるいは国・都道府県・市町村ごとに直間比率あるいは所得、消費、資産等に対する課税バランスを論じる意味に乏しいのではないか。

（３）譲与税の位置付け

○　譲与税では住民と地方団体との関係が切断されており、受益と負担との関係が不明確になることから、住民の地方行政への監視機能が働き難い。地方責任の原則、地方分権という視点からは譲与税は基本的に認め難いのではないか。特に消費譲与税は、税源が普遍的に存在する一般財源であり、その沿革、性格等がその他の譲与税と大きく異なっており、本来、地方税として仕組むことが適切なのではないか。

○　国がまとめて徴収して、一切のコントロールを介在させずに、事前に法定化された基準、例えば消費に着目した基準（最終消費、人口等）あるいは財政需要に着目した基準（高齢化指数等）により税収を地方団体に配分するという方法に無理がないとすれば、国境税調整の問題やそれに係るコスト等を勘案すると、消費譲与税というのも必ずしも悪くはないのではないか。

３　地方税源の充実確保のための選択肢

（１）所得課税等の充実

○　現行の個人住民税と固定資産税は、税の負担者と課税団体との関係が明確であることといった税の性格からも、税収の規模からも代表的な地方税であると考えることができるが、地方税源の充実を図るに当たっては、まず、これらの基幹税目の充実についてきちんと検討すべきではないか。

○　中期答申でも、個人所得課税の負担軽減が課題となっており、個人住民税の充実強化について、中長期的には目指す必要があるが、当面は住民の理解を得られないのではないか。また、固定資産税を現行の水準から引き上げるべきであるという議論は、平成６年度の評価替えにおいて土地の評価の均衡化・適正化を図り、これを着実に推進しているところであり、中長期的にはその充実強

化を目指す必要があるが、当面は困難ではないか。

（２）消費課税の充実

○　消費課税は、所得・消費・資産等の間でのバランスのとれた課税の観点から、今後とも中長期的に充実されていくべきであり、地方にも消費に着目した税源が必要ではないか。

○　地方に消費に着目した税を創設するということになると、理論的には、米国やカナダで導入されている単段階の小売売上税が最もなじむのではないか。

○　小売売上税については従来より税調で指摘されてきたとおり、小売と卸売との分別が難しいという問題、小売だけを課税するために登録という新たな事務が加わるという問題、税のほ脱が起きやすいという問題、規模の小さい小売業者やサービス業者に実際の納税事務負担が偏ることになるという問題や免税点の水準の取扱いが難しいという問題等があり、現実には課税上の困難が大きいのではないか。特に国税としての消費税が存在している上に、地方税として小売売上税を創設するのは、納税者の理解を得られないのではないか。

○　一般消費税としての消費税を国税として残し、消費譲与税に代えて個別消費税を地方税に創設する方法は、こうした個別消費税の併置を否定した上に消費税が導入されたことから考えて実現が難しいのではないか。

○　一般消費税そのものを二つに分割し、消費者から遠い取引段階を国税に、消費者に近い取引段階を地方税に配分し、製造段階を国税に、卸売・小売段階を地方税に配分する方法には、製造と卸売・小売との分別等の困難な問題があるのではないか。

４　「地方消費税」の意義とその検討事項

（１）「地方消費税」の意義

○　「地方消費税」においては、税率が一定であり、地方団体にその決定権がないということは問題になるが、地域住民と地方団体の間に受益と負担の関係が成立し、住民による地方行政への監視機能も発揮されるなど、譲与税とは決定的に違うのではないか。

○　「地方消費税」の負担者である最終消費者にとって、自己が負担した税額のうちどれだけが自己の居住する地方団体に帰属するか分からないといったように、税の帰属地と消費地との関係が明確でない以上、「地方消費税」の受益と負担の関係は小売売上税ほど明確ではなく、行政監視機能はあまり期待できないのではないか。

○　個人利子割や別荘等所有税等のように、現在の地方税が必ずしも「代表なければ課税なし」で徹底しているというわけではないから、租税負担者による課税団体の行政に対するコントロールの可能性は地方税として決定的な問題ではないが、基幹的な税目として位置付ける場合には考慮すべきではないか。

（２）課税根拠、税の帰属地と消費地の関係等について

○　「地方消費税」は、最終消費者への税の転嫁（前転）を予定しており、国税である消費税の場合と同様に税の負担者は最終消費者であると考えられる。一方、多段階型付加価値税である「地方消費税」の税収は、最終消費に至る流通の各段階の事業者から収納され、その事業所所在の都道府県に帰属するものとされているため、税の負担者と税収の帰属の不一致という問題が生じるのではないか。

○　税の負担者は最終消費者であるが、最終消費者の購入する財貨・サービスの価格形成に当たっては、各流通段階における各地方団体の行政サービスが寄与しているものと考えられるので、このことに基づいて「地方消費税」の税収を、最終消費地ではなく、事業所所在の各地方団体にそれぞれ分割して帰属させることは合理的なのではないか。

○　管轄外の居住者に対してＮＥＸＵＳ（帰属）の関係があれば消費税を課することができるというのが国際租税法、アメリカの判例理論であり、我が国でも同じく他の地方団体の住民に消費税を課することが許されるのではないか。

○　県境管理が不可能な国民経済の内部にあっては、地方税としての消費課税において仕向地原則による課税は実務上不可能であり、多段階の付加価値税を地方税として仕組む場合には、原産地原則による課税以外にあり得ないのではないか。

○　いずれにしても「地方消費税」の問題は政策判断の問題であり、消費税収を国と地方との間で合理的に配分するメカニズムがいかに構築できるかという問題ではないか。

○　「地方消費税」の課税根拠が、行政サービスへの対価ということであるならば、輸出企業が税の還付を受けたり、金融機関や不動産会社の取引が非課税となる根拠は失われるのではないか。

○　「地方消費税」が行政サービスの利益に対する負担を求めるからといって、企業課税とみるべきではないのではないか。行政サービスの利益によって要素所得が上昇するとして、地方団体が要素所得に負担を求めるならば企業課税となるが、「地方消費税」は地方団体が提供する行政サービスによって生産物価格が下落し、消費者はその利益を受けることになるので、地方団体がこの生産物価格の下落を通じて受ける消費者の利益に対して負担を求めるものと考えることができるのではないか。

○　「地方消費税」は、国の消費税と同じく、最終消費者への税の転嫁（前転）をする仕組みを確保しているのであるから、企業課税ではなく消費課税と考えることができるのではないか。同じく消費課税であるとしても、消費税と「地方消費税」の仕組みを全く同一にする必要はなく、むしろ免税点等についてはそれぞれの税の性格に応じて別の取扱いをすることについて少なくとも将来的には検討すべきではないか。

（３）分割基準等について

○　税収の適正な帰属のために、地方団体間で税収を分割することが必要であれば、消費課税の性格に照らした分割基準を設けるべきであって、それは民間最終消費支出等の指標（あるいは、それを近似する人口等の複数の指標）によるべきではないか。

○　仮に、分割基準として各県内の民間最終支出額等の指標によるとすれば、事業所所在県でいったん課税した上で、この税収を全都道府県で再配分することとなり、事実上譲与税と変わらない形になってしまうのではないか。

○　地方消費税額を分割する基準は、「地方消費税」の応益説的な課税根拠からみて事業者の受けた行政サービスを測る適切な指標の選定の問題であり、付加価値額に代わる客観的で簡明な指標として従業者数が適当なのではないか。

○　付加価値をその構成要素の一つに過ぎない人件費に相関する従業者数のみで近似するというのも理論的に無理があり、人件費比率は、企業の業種や規模によって大きく変動するのではないか。

○　「地方消費税」の偏在については、一般に消費課税が所得課税より偏在度が小さいことや各種の統計資料等を勘案すれば、既存税目に比較して問題となる

ようなことはないのではないか。

○　「地方消費税」の税収は、人口・従業者数基準で譲与されている消費譲与税による譲与ほどには均等に配分されず、現行の消費譲与税よりは偏在は拡大せざるを得ないのではないか。

（４）国境税調整等について

○　地方団体の事業者に対する行政サービスの対価という税の性格を前提にすれば、外国で行政サービスを受けた輸入品について課税する根拠はなく、一方、一般企業と同様に行政サービスを享受している輸出企業に対し、税を還付するという根拠は失われるのではないか。

○　国境税調整は、国際取引における中立性の要請から、国税と同様に不可欠のものであって、一般の国内取引についての考え方とは別の次元での整理が必要であり、納税者の便宜を考慮しつつ、各地方団体に適切に税収を帰属させるため、前（々）年度の地方消費税額を基準に輸入課税分等を精算することはやむを得ないのではないか。

○　「輸出還付」という概念はあっても、我が国の消費税には法律上の概念としての「輸出還付」は存在しておらず、輸出が非課税であることに伴う控除超過であろうと、設備投資に係る控除超過であろうと区分はない。

したがって、国境税調整以外の国内要因を必然的に含むのではないか。

また、それに加えて、日本の経済の実態からみて輸出の方が輸入より恒常的に多いことなどにより、システム全体の収支が絶対的に合わないので合理的な繰入れの方法などを考える必要があるのではないか。

（５）納税者、課税団体の事務等について

○　納税者の事務負担については、申告書を簡素化すること、本店所在県への一括申告納付を認めること、調査については国との協力により二重調査を避けることなどにより、可能な限り、事務負担を軽減することができるのではないか。

　また、本店一括納付等に伴う各都道府県間の税額の払込み等の事務負担については、既存の利子割の都道府県間の精算システムのノウハウ等を活用し、課税団体の事務の機械化・省力化を図ることができるのではないか。

○　「地方消費税」構想は、現行消費税を国税と地方税とに分解する構想であって、納税者にとって、税の納付先は税務署と都道府県税事務所の２ケ所となるということの負担は、両方の当局から税務調査を受ける可能性が生ずることも考え併せると、無視し得ないのではないか。

　また、分割法人の税収分割事務の負担は相当大きく、地方税務当局はこれに忙殺されるのではないか。

（６）課税自主権等について

○　「地方消費税」の性格上、税率・課税標準等において均一な制度が全ての課税団体で施行されねばならないが、このような各都道府県が完全に均一な制度を入れなければならないという要請は、課税標準、税率等について自主的な判断を制約するのみならず、「地方消費税」に係る条例制定を全都道府県に義務付けることとなり、これは地方の課税自主権を大きく制約することになるのではないか。

○　課税自主権との関係については、現行の地方税においても条例制定を義務付けるという意味で道府県・市町村たばこ消費税、軽油引取税等において同種の事例があり、「地方消費税」における特段の問題として考える必要はないのではないか。

（７）事業税との関係について

○　事業税については、企業に課税し、制度上特に転嫁が予定をされていないことから、直接税としての企業課税であり、間接税、消費課税としての「地方消費税」とは税の性格が異なると考えるべきではないか。事業税における外形標準課税の導入は課税標準のあり方の問題であり、これにより事業税の性格が変わるというものではないのではないか。

○　「地方消費税」が、その課税根拠を行政サービスへの対価に求めているのならば、事業税の外形標準課税の問題に関連し二重課税となるおそれがあるのではないか。

○　「地方消費税」も現在の国の消費税と同じように最終消費者に転嫁するという仕組みを利用するものであり、事業者の納税という局面だけを見ると事業税と類似するようにも見えるが、全体の取引の流れで最終消費者の負担のところからまず出発して全体を見れば消費課税であり、それを都道府県にどのように帰属させていくかというところに応益的な考え方ができるというものではないか。

（８）市町村への税源移譲について

○　「地方消費税」は、都道府県税として考えられているが、市町村の消費譲与税が廃止される部分については都道府県分の個人住民税を市町村に委譲する等により対応することが適当なのではないか。この場合、市町村の税収についてマクロ的にはそれほど大きな変動は生じないのではないか。

○　消費譲与税の廃止に伴い市町村との税源配分が必要になる場合に、個人住民税所得割を一層市町村に配分するならば、道府県は今よりも住民から遠い存在になってしまうのではないか。また、消費譲与税が個人所得課税に替わるとなれば、現実の税収状況からみて、農村部や高齢者の多い過疎地域を始めとして歳入のネット減となる市町村が多数生じるおそれがあるのではないか。

地方税源問題ワーキング・グループ

	石　　弘光	一橋大学教授	委　　員
○	貝塚　啓明	中央大学教授	委　　員
	島田　晴雄	慶応義塾大学教授	委　　員
	本間　正明	大阪大学教授	委　　員
	宮島　　洋	東京大学教授	委　　員
	水野　忠恒	早稲田大学教授	特別委員
	伊東　弘文	九州大学教授	専門委員
	碓井　光明	東京大学教授	専門委員
	金子　　宏	横浜国立大学教授	専門委員
	神野　直彦	東京大学教授	専門委員
	林　　宜嗣	関西学院大学教授	専門委員

○　座　長

附　属　資　料

目　　次

1. 諮問文 …… 1

2. 税制調査会第６回総会における羽田内閣総理大臣挨拶 …… 2

3. 今後の税制のあり方についての答申（要約） …… 3

4. 「税制改革草案」 …… 14

5. 「税制改革草案」発表後の税制改革をめぐる経緯 …… 16

6. 平成６年度税制改正の概要 …… 17

7. 平成６年度地方税制改正の概要 …… 20

8. 2000年度（平成12年度）における財政の試算 …… 23

9. 2000年度（平成12年度）の地方財政に関する試算 …… 25

10. 社会保障に係る給付と負担の将来見通し …… 27

11. 「税制改革に関する機械的計算」 …… 29

（参考）　追加資料 …… 42

12. 個人所得課税関係

(1) 個人所得課税の国際比較 …… 45

(2) 給与収入階級別の所得税の納税者数及び所得税額のシェア …… 46

(3) 所得税・個人住民税の実効税率の国際比較 …… 47

(4) 抜本改革前（昭和61年）と現行の所得税・個人住民税の実効税率の比較 …… 48

(5) 抜本改革前（昭和61年）と現行の所得税・個人住民税の限界税率の比較 …… 49

(6) 人的控除 …… 50

(7) 給与所得控除 …… 50

13. 消費課税関係

(1) 諸外国の付加価値税率 …… 51

(2) 中小企業者に対する特例措置 …… 52

(3) 収入階級別税負担 …… 53

1. 諮問文

平成６年４月８日

税制調査会会長　殿

内閣総理大臣　細　川　護　熙

諮　　問

貴会に下記の事項を諮問します。

記

（趣旨）

活力ある豊かな高齢化社会を実現するためには、昨年11月の「今後の税制のあり方についての答申」で示されているように、税制の総合的見直しを行い、社会を支える勤労者に過度の負担がかからないよう、所得、消費、資産等の間でバランスのとれた税体系を構築し、社会の構成員がひろく負担を分かち合うことが必要である。

ところで、本格的な高齢化社会においても経済社会の活力を損なうことなく、安定した豊かな生活を享受するためには、社会保障の充実や社会資本の整備、創造性にあふれた社会の実現などを進めていく必要がある。今後わが国財政がその期待される役割を適切に果たしていくためには、その対応力の回復に努めていかなければならず、公債残高が累増しないような財政体質を作りあげていくことが緊急の課題である。

このためには、行政改革や歳出の徹底した見直しなどを進め、国民負担率の上昇を極力抑えるため一層の努力を払っていく必要があるが、21世紀に向けた活力ある豊かな社会を実現するためには、国民の負担がある程度増えていくことは避けられない。

こうした点を考慮すると、「今後の税制のあり方についての答申」で示された方向の下で、財政体質の改善に配慮しつつ、公正で活力ある高齢化社会の実現を目指した国民合意の税制改革を実現することは、緊急に取り組むべき重要な課題であり、政府としては、国民各界各層の意見に耳を傾け、国民の選択の方向を十分くみとりつつ、早急に成案を得て、年内にその実現を図りたいと考えている。

（諮問）

「今後の税制のあり方についての答申」に示された方向の下で、その後における諸情勢の進展を踏まえ、活力ある豊かな高齢化社会の実現を目指し、国、地方を通じる財政体質の改善に配慮しつつ、所得、消費、資産等のバランスのとれた安定的な税体系を作るため、望ましい税制の具体化について審議を求める。

2. 税制調査会第６回総会における羽田内閣総理大臣挨拶

平成６年５月１０日

このたび内閣総理大臣の重責を担うことになりました羽田孜でございます。税制調査会第６回総会が開催されるにあたり、一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様には、４月８日に新しい税制調査会が発足して以降、細川前総理からの諮問に基づき、税制改革の具体化へ向けた審議を進めていただいておりますことに対し、まずもって心から感謝の意を表したいと存じます。

新しい内閣は、前内閣での取組みを継承して、必ずや年内に税制改革を実現するよう最大限の努力を傾けてまいる所存でございます。

当税制調査会におかれては、先般の細川前総理の諮問を私自身の諮問として改めてお受け取りいただき、引き続き精力的に審議を進め、６月中には、個人所得課税の軽減と消費課税の充実を柱とする税制改革の具体案づくりに向けた適切な指針を賜りますようお願い申し上げます。

さて、顧みますと、昨年１１月に税制調査会には税制改革についての基本的方向を示す答申を取りまとめていただきましたが、残念ながら、平成６年度の税制改正においては、これに基づく税制改革を実現することはできませんでした。しかしながら、政府、与党での種々の論議の積重ねを通じ、平成６年中に税制改革の実現を図るという与党の合意が成立し、政府も同じ方針を閣議決定しました。さらに、国会においても、６年度の所得税・住民税の特別減税の審議の過程で、恒久的所得減税を含む税制改革について、同じ趣旨の議決が行われています。

このように、年内に税制改革を実現することは、いまや国民的な課題であり、私は、先程、国会での所信表明演説において「政府としては、国民の皆様のご理解を得つつ、先般の各党間の確認事項を尊重し、国会の議決に沿い、各会派の皆様のご理解とご協力をいただきながら、６月中に成案を得て、必ずや年内に税制改革が実現されるよう最大限努力してまいります。」との決意を表明してまいりました。

私は国民に率直に語りかけ、果敢に進めてまいる覚悟であります。税制調査会の役割は益々大きくなっておりますので、委員の皆様には、大変御苦労をおかけすることになりますが、まずは、６月に成案を得るべき税制改革の具体化について十分かつ速やかな御審議を重ねてお願い申し上げます。

最後に、皆様方の格段の御協力をお願いいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

3. 今後の税制のあり方についての答申

平成５年11月19日

―― 要　　約 ――

第一　基本的考え方

1　なぜいま税制の総合的見直しが必要なのか

○　先般の抜本改革は、所得水準の上昇・平準化、消費の多様化・サービス化等の経済社会状況の変化を踏まえ、公平・中立・簡素の基本理念に基づき、社会共通の便益を賄うための基礎的な負担はできるだけ国民が広く分担し合うことが望ましいとの考え方の下に、所得・消費・資産等の間でバランスのとれた税体系の構築を目指すものであった。抜本改革から５年を経過した現在においても、この考え方は基本的に支持しうるものである。

○　先般の抜本改革以降の経済社会の推移を見ると、

①　平成７年には生産年齢人口比率が低下し始め、21世紀初めには高齢化の水準は主要国に例を見ない状況になると予測されているなど、本格的な高齢化社会は私たちの足許から加速、進展しており、

②　一方で、先般の抜本改革において個人所得課税の累進構造の緩和が図られたが、最近、中堅給与所得者層を中心として、負担の累増感が強まってきている。

このような新たな状況に対応し、「公正で活力ある高齢化社会」の実現に向けて、税制の総合的な見直しに取り組むことが緊要な課題となっている。

2　どのような考え方で総合的見直しを進めるのか

(1)　税負担の公平の確保

○　税制に対する国民の信頼の基礎として最も重要なものは税負担の公平であり、制度、執行の両面において納税者の立場に立って実質的な公平を確保することが強く求められている。

○　個人所得課税は、今後とも我が国の税体系の中で基幹的役割を果たすべきものと考えられるが、税体系全体として実質的な負担の公平を高めるためには、消費課税

のウエイトを高め、所得・消費・資産等の間でバランスをとることにより国民が公平感を持って納税しうるような税体系を構築していくことが必要である。

○　所得・消費・資産等のバランスの観点からは、資産課税の適正化も重要である。資産性所得を含め資産に対する課税は先般の抜本改革以降、かなり充実してきている。

○　いわゆる「不公平税制」の是正への取組みについては、適正・公平な課税を実現するために制度、執行両面において特段の努力を払うことが必要であり、今後とも、広範な角度から最大限の努力を重ねていくことが極めて重要である。

(2)　行財政改革の推進

○　税制が国民の理解と信頼を得るためには、税の使途、すなわち行財政が効率的に運営されることが是非とも必要である。国民負担率の上昇はできる限り抑制すべきであり、従来にも増して歳出の節減合理化その他行財政全般にわたる思い切った改革を推し進めていくことを強く期待したい。

(3)　見直しの視点(基本的考え方)

①　高齢化社会を支える勤労世代に過度に負担が偏らないよう、世代を通じた税負担の平準化(個々人にとっては、ライフサイクルを通じた税負担の平準化)を図り、社会全体の構成員が広く負担を分かち合う税制を目指す。

(世代を通じた税負担の平準化)

我が国は全体として経済的に豊かな社会を実現し、従来社会的弱者というイメージで捉えられてきた高齢者の経済状況も平均的に見れば改善が進んでいると考えられる。一方で、個人所得課税のウエイトの大きい現行の税体系の下では、税負担の大半を勤労世代が担っている。

平均寿命の延びや出生率の低下に伴い、勤労世代の人口が相対的に減少してきていることを考えると、今後とも国民負担の増加に応じて、勤労世代の直接的な負担がますます増大し、負担意欲や公平感、ひいては勤労意欲が阻害され、経済社会の活力や安定性が弱まっていくことにもなりかねない。

こうした状況を考慮すると、高齢化社会を支える勤労世代に過度に負担が偏らず、高齢者をも含めた社会の負担可能な構成員がその能力に応じて広く分かち合うよう、世代間で税負担を平準化していくことが必要である。

（ライフサイクルを通じた税負担の平準化）

勤労者のライフサイクルにおける税負担の状況を見ると、収入は年齢とともに次第に増加していくが、現行の累進的な所得課税の下では、所得の増加につれて税負担もかなりのテンポで増加する。一方で、個人のライフサイクルを通じた経済行動としては、所得(収入)水準は年齢に応じあるいは年によって相当程度変動するが、これに比べれば消費支出の水準は一生を通じ比較的安定している。したがって、消費に応じた課税は、課税の時期を所得の稼得段階から所得の支出段階にシフトさせることにより、ライフサイクルを通じた税負担の平準化につながる。

② 高齢化社会においても安定的な経済成長を持続させるため、国民一人一人がその活力を十分発揮することのできる税制を目指す。

（国民一人一人の活力が十分発揮される税制）

高齢化社会を支えていくためには、安定的な経済成長を持続していくこともまた重要である。そのためには、国民一人一人がその活力を十分発揮することができるよう個人所得課税の累進構造を緩和することなどにより、個人の労働と余暇の選択に対して中立的な税制を構築していくことが必要である。

③ 安心して暮らせる高齢化社会を構築するため、社会保障などの公共サービスを適切に提供しうる安定的な税収構造を目指す。

（安定的な税収構造）

高齢化社会において活力が維持されるためには、一方で、経済社会の安定が確保され、国民が安心して社会生活や経済活動を営むことができることが重要である。このためには、社会保障制度や社会資本等の公共サービスが適切に提供されることが必要であるが、高齢化の進展に伴う社会保障などの財政需要の増大に適切に対応しうるような安定的な税収構造を目指すべきである。

3 総合的見直しの方向

(1) 所得・消費・資産等のバランス

○ 具体的な方向としては、所得課税、消費課税及び資産課税等のそれぞれについて次のような方向で検討を行い、所得・消費・資産等の間でバランスのとれた税体系の構築を図る。

① 所 得 課 税

個人所得課税については、中堅所得者層を中心とした税負担の累増感を緩和するため、全体としての税率構造の累進性の緩和を進めること等により、税負担の大幅な軽減を図る。

法人所得課税については、課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げるという基本的方向に沿って、幅広い視点から検討を進める。

② 消 費 課 税

消費税については、中小事業者への特例措置等について、平成3年に行った見直し後の状況を踏まえて、必要な見直しを行うとともに、税率を引き上げ、税体系における消費課税のウエイトを高める。

③ 資 産 課 税 等

先般の抜本改革以降、保有課税、資産性所得に対する課税等において、順次適正化が図られてきており、資産課税等については、これまでの基本的考え方を維持する。

相続税については、その後の状況変化を踏まえた見直しを行い、利子、株式等譲渡益に対する総合課税への移行問題や納税者番号制度の問題等については、検討を一層深める。

④ 個人所得課税の負担軽減に併せて行われる消費税率の引上げに対応して、少額納税者層を中心とした個人所得課税の負担に配慮する必要があるのではないかと考える。また、消費税率の引上げに関連し、社会的に真に援助を必要とする人々に対しては、社会保障制度等を通じ、きめ細かな配慮を行うことが望ましい。

(2) 目先の利害得失を越えた合意の形成

○ 税制の総合的見直しは、「公正で活力ある高齢化社会」を実現するため、国民の誰もが享受する公共サービスの費用負担を社会の構成員が広く分かち合うことを目指して行うものであり、一時的には痛みを伴うことは避けられないが、中期的に見れば、国民に便益をもたらすと考えられ、目先の利害得失を越えた国民の合意形成を期待したい。

(3) 一体的な成案化

○ 税制の総合的見直しは、「公正で活力ある高齢化社会」を実現するため、所得・消費・資産等の間でバランスのとれた税体系を構築し、社会の構成員が広く負担を分

かち合うことを目指すものであることから、具体的な改正事項は、その全体が一体的に成案に取りまとめられ、実施されるべきである。その具体的な実施に当たっては、現下の厳しい財政事情の下で、その更なる悪化を招き後世代に大きな負担を残すような事態は厳に避けるべきであり、財政収支のバランスを確保することが中長期的な経済の安定成長にとって極めて重要な条件であることに留意すべきである。

4　地方税のあり方

(1)　地方税の意義

○　地方税は、個々の独立した地方団体の財源を確保するものであること、地方自治のあり方に深く関わっていることなど、独自の要素を十分踏まえる必要がある。

○　地方税は、納税者が身近なところで税を納め、その使用を監視していくという意味において我が国地方自治の基盤であり、地方分権の推進が時代の大きな要請になっていることからも、今後とも地方税の充実確保を図る必要がある。

(2)　今後の地方税のあり方

○　地方税は、消費課税の割合が低下し、国税以上に直接税に偏った税収構造になっている。一方、地方団体は、高齢化対策など特に安定的な財政運営が求められている。また、都道府県間の税収偏在の状況は、傾向としては是正される方向にある。この問題については、財政調整制度の適切な活用のほか、偏在の少ない地方税体系のあり方も検討することが必要である。

○　こうした観点から、地方自治の推進を図るため、現行消費譲与税を組み替えて地方独立税としての地方消費税にすべきではないかとの意見が出されたが、税の帰属地と消費地との関係、国境税調整の問題、納税コストの観点等から困難ではないか等の意見が多く出された。

いずれにせよ、地方消費税を含めた地方税源の問題は、直間比率の是正のみならず地方自治の本旨とも深く関わる重要な問題であり、上記のような問題を踏まえながら、今後、消費税のあり方の見直しと併行し、検討を加えることが必要であると考えられる。

第二　個別税目についての検討

一　所　得　課　税

Ⅰ　個人所得課税

1　基本的考え方

○　現在の個人所得課税の負担状況を見ると、いわゆる中堅所得者層においては、所得がある程度増加するに従って限界的な税負担が上昇し、負担の累増感が生じてきている。

個人所得課税については、中堅所得者層を中心とした税負担の累増感を緩和するため、全体としての税率構造の累進性の緩和を進めること等により、税負担の大幅な軽減を図ることが適当である。

2　税　率　構　造

○　税率の適用所得の幅については、それぞれの幅がある程度長い期間における給与収入の伸びをカバーしうるよう、大幅に拡大させることが適当である。

○　最高税率については、所得税・個人住民税を合わせて50％程度を目途に引き下げていくことが適当である。

○　最低税率については、今般の税制の総合的見直しによる中低所得者層の負担状況等にかんがみれば、その水準を据え置くことはやむを得ない。

○　税率の刻みについては、わずかな所得の上昇によって限界税率が急上昇することのないよう、所得税と個人住民税の税率適用所得の幅に十分配慮して設定することが適当である。

3　人　的　控　除

○　基礎的な人的控除の引上げは、基本的には適当でない。ただ、個人所得課税の負担軽減と併せて消費税率の引上げが行われる場合には、少額納税者層を中心とした個人所得課税の負担に配慮する必要があるのではないかと考える。

4　給与所得控除

○　給与所得控除額については、今般の税制の総合的見直しによる中堅以下の所得者層の税負担状況にかんがみれば、控除率適用対象収入範囲の見直しにより、ある程度引き上げることが適当である。

5　年　金　課　税

○　公的年金、私的年金といった年金に対する課税のあり方については、一連の年金制度改正の状況等をも踏まえつつ、今後幅広い見地からの基本的な見直しを進めていく必要がある。

Ⅱ　法人所得課税

1　基本的考え方

○　今後の法人所得課税のあり方については、税負担の公平、経済活動に対する中立性等の基本的視点に加え、①我が国経済の国際化が一層進展していること、②安定成長下においても企業の活力を維持していく必要があることといった視点からも検討を行うべきである。

○　税負担水準については、課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げるという基本的方向に沿って、幅広い視点から検討を進める必要がある。

2　課税ベース

○　引当金制度自体を政策税制と考えることは適当でないが、個々の引当金については、今後とも、その利用実態等を踏まえ、不断の見直しが必要である。

○　租税特別措置については、政策目的・効果について絶えず吟味し、一層の整理合理化を推し進めていく必要がある。

○　交際費課税については、当面、現行制度は維持していくべきである。中小企業の定額控除については、そのあり方について見直していく必要がある。

3　公　益　法　人　等

○　公益法人等に対する課税の適正化については、軽減税率、収益事業の範囲、金融資産収益に対する課税のあり方、寄附金の損金算入限度額の特例といった点について、その活動実態等を踏まえ、検討していく必要がある。

○　赤字法人に対する課税については、交際費等の任意的な経費支出の取扱いについて見直しを行う等所得課税の枠内で何らかの措置が講じられないか検討する必要がある。

4　事　　業　　税

○　事業税の外形標準課税の問題については、応益課税としての事業税の性格、都道府県の税収の安定的確保、赤字法人に対する課税の適正化等の観点から、引き続き検討していく必要がある。

二　消　費　課　税

1　消　　費　　税

(1)　課　税　対　象

○　非課税の対象を拡げることは、消費税の「中立性」や「簡素性」を大きく損なうことにつながる。特に、転々流通する物品を非課税とする場合には、その影響は見逃し難いほど大きくなる。こうした問題点を踏まえれば、その対象範囲を拡大するのは適当でない。

(2)　税　　率

○　税率構造については、単一税率を基本とし、複数税率制度の導入は望ましくない。特に、軽減税率の設定は、その社会的経済的コスト等を考慮すれば、適当でないと考えられる。いわゆるゼロ税率の採用は認め難い。

(3)　中小事業者に対する特例措置

○　事業者免税点制度については、基本的には、事務処理能力及び転嫁の実現可能性を踏まえつつ、制度の理解・習熟に伴い相対的に規模の大きい免税事業者には課税事業者としての対応を求めていく方向で検討することが適当であると考えられる。

○　簡易課税制度については、基本的には、制度の定着や納税事務の習熟の度合いに応じてできるだけ多くの事業者に対して本則計算を求めていくことが本来の姿であり、中小事業者の事務負担に配慮しながら、適用上限を更に引き下げていく方向で検討を行うことが適当であると考えられる。また、みなし仕入率については、適時見直しを行い実態に即したものとしておくことが必要である。

○　限界控除制度については、消費税導入時の経過的措置として位置付けるべきであり、廃止を含め適切な是正を行うことが適当であると考えられる。

(4)　仕入税額控除

○　仕入税額控除の方法として、現行の「帳簿方式」は必ずしも不十分なものとは言えないと考えられるが、制度の信頼性や課税非課税判定等の利便性、正確性の観点等から、事業者の事務負担の程度や取引の実態を踏まえつつ、早期に請求書等の保存を仕入税額控除の要件に加える方向で検討を行うべきである。

(5)　使　　途

○　消費税収の使途については、福祉目的的な税とすることを望む意見もあった

が、目的税は資源の適正な配分を歪め、財政の硬直化を招く傾向を持つ等の問題点が指摘されてきた。いずれにせよ、この問題は、このような意見等を踏まえ、十分検討していく必要がある。

(6) 消費税と価格の関係

○ 課税事業者は本体価格の３％を、免税事業者は仕入れに係る消費税相当額を、それぞれ価格に転嫁することが予定されている。また、事業全体として税率に対応する値付けとなっていれば、適正な転嫁を行っているものと考えられる。なお、免税事業者が本体価格の税率相当額を消費税額として受け取ることは、消費税法の意図するところではなく、改められるべきである。

○ 小売段階における表示の方法については、消費者の便宜の観点からも検討する必要があろう。この問題は、基本的には各事業者が自主的に選択すべきものであって、一律に法律で義務付けるといった性格のものではないと考えられる。

2 酒税・たばこ税

○ 酒税・たばこ税については、随時負担の見直しを行い、適正な税負担水準の確保に努めるべきである。その際には、酒税については、各酒類の消費態様の変化等に十分配意すべきである。

3 特定財源等

○ 特定財源制度については、その妥当性について常に吟味していく必要がある。

三 資産課税等

1 基本的考え方

○ 資産課税のあり方については、先般の抜本改革以降も適正化が図られてきたところであり、今般の税制の総合的見直しにおいては、これまでの基本的な考え方を維持しつつ、その後の状況変化を踏まえた見直しを行っていくのが適切である。

2 保有課税

(1) 固定資産税

○ 市町村財政の中で重要な役割を果たしており、中長期的に充実を図ることを基本とすべきである。

(2) 地価税

○ 固定資産税の負担について、当面、なだらかな負担調整が行われることとされている現時点では、現行の地価税制度を着実に実施することが必要であると考える。

3　取　得　課　税

○　相続税については、一昨年来の地価の下落等を通じて、現在では、その負担は相当程度緩和されるに至っているが、居住用の土地に係る税負担を中心に一部において負担感がかなり強まっていることにかんがみれば、所要の措置を講ずることが適当である。

この場合、現行の最低税率、最高税率を維持しつつ、税率区分の幅を拡大し、また、居住用資産等並びに配偶者に対する配慮を行うことが必要である。

4　資産性所得課税

(1)　土地譲渡益課税

○　土地譲渡益に対する現行の課税方式は、土地基本法の基本理念の下に長期的な視野に立った税制として構築されたものである。したがって、これを堅持していくことが重要であるとの意見が大勢であった。

(2)　利子、株式等譲渡益課税

○　利子、株式等譲渡益課税については、昨年の「利子・株式等譲渡益課税小委員会報告」等において示された、①基本的には総合課税を目指す、②現行の分離課税方式は当面維持する、③総合課税への移行問題の検討に当たっては、これと密接な関連のある納税者番号制度について、引き続き検討するとともに、国民の理解を深める努力を行う、といった基本的考え方を維持していくべきである。

「今後の税制のあり方についての答申」の考え方

＜経済社会の推移＞
高齢化の加速・進展、所得水準の上昇・平準化、経済のストック化、消費の多様化、サービス化、国際化等

公正で活力ある高齢化社会を目指した税制のあり方

税負担の公平の確保 ⟷ 行財政改革の推進

世代を通じた税負担の平準化
ライフサイクルを通じた税負担の平準化

国民一人一人の活力が十分発揮される税制

安心して暮らせる高齢化社会を構築するための安定的な税収構造

所得・消費・資産等の間でバランスのとれた税体系の構築

所得課税

個人所得課税
○ 税率構造の累進緩和。
・税率の適用所得の幅の大幅な拡大
・最高税率を50％程度を目途に引下げ
○ 消費税率の引上げが併せて行われる場合には、少額納税者層を中心とした個人所得課税の負担に配慮。
○ 給与所得控除の引上げ。

法人所得課税
○ 課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げるという基本的方向に沿って、幅広い視点から検討。

消費課税

消費税
○ 中小事業者に対する特例措置について公平性と簡素性とのバランスに配慮しながら見直し。
○ 単一税率を基本として、税率を引き上げ、消費課税のウエイトを高める。
○ 仕入税額控除について請求書等保存方式を検討。

資産課税等

○ 資産性所得への課税を含め適正化が順次図られてきた。
○ 相続税について、状況変化を踏まえた所要の措置を講ずる。
○ 資産性所得の総合課税と納税者番号制度については検討を一層深める。

○ 真に援助を必要とする人々に対しては社会保障等を通じてきめ細かな配慮。

一体的成案化、実施

4. 「税制改革草案」

税　制　改　革　草　案

本格的高齢化社会を迎え、直接税を中心とした現行の税制のままでは勤労世代に過度の負担がかかる等、対応がきわめて困難となっている。このため、個人所得課税を軽減し、間接税に重点を移した税制に改革し、活力のある高齢化社会を実現することが喫緊の課題である。

また、この中で現在の景気の低迷を打開するため、所得減税を先行して実施する必要がある。同時に、6年度予算において、不要不急経費の節減、税外収入の確保に努めることは当然である。

したがって下記により税制改革を実施することとする。

1．国民福祉税（仮称）の創設

(1) 高齢化社会においても活力のある豊かな生活を享受できる社会を構築するため、国民福祉税（仮称）を創設する。

「国民福祉税については、高齢化社会においても活力のある豊かな生活を享受できる社会を構築するための経費に充てることを目的とする。」旨法定し、下記の所得減税等と一体の税制改革として実施する。

・税　率：7％
・実施日：平成9年4月1日

2．消費税はこれを廃止する。

3．所得減税等

(1) 所得・住民税について、次の減税を行う。

・減税総額：5．3兆円
・実施日　：平成6年1月1日

(2) また、法人特別税　（実施日：平成6年4月1日）　0．3兆円
自動車消費税（　〃　）　0．1兆円
相続税　（実施日：平成6年1月1日）　0．3兆円

を合わせ、減税する。

減税総額　6兆円

4．「21世紀ビジョン」の推進

(1)福祉ビジョンの作成等

高齢化時代における福祉社会を構築するため、本年3月までに「福祉ビジョン」を作成し、福祉の充実を図る。

その際、特に、老後の最大の心配である寝たきりになった場合の介護の問題については、「高齢者保健福祉推進１０ヵ年戦略（いわゆるゴールドプラン）」を見直し、介護サービスの充実を思い切って推進する。

⑵生活環境社会資本の整備

本格的高齢化社会に備え、豊かで質の高い生活基盤を構築するため、地域の実情にあった生活環境を中心とする社会資本の整備を積極的に推進する。

⑶学術・文化の育成と情報化の推進

創造性にあふれた個性豊かな社会を構築するため、２１世紀をにらんだ基礎研究や文化・芸術の育成を積極的に進めるとともに、情報化社会に向けた諸施策を総合的に展開する。

5．年金生活者等への配慮

⑴　年金生活者、生活保護世帯、各種手当受給者等、真に手を差し延べるべき人については、国民福祉税による負担の増加に対して、給付額の増額等所要の措置を講ずる。

⑵　所得減税に当たっては、少額納税者を中心に、課税最低限の引き上げ等により、その負担の軽減に最大限配慮して所要の措置を講ずる。

6．中小事業者に対する特例措置

⑴　簡易課税制度等の消費税の中小事業者に対する特例措置については、公平性を重視する立場に立って見直し、その縮小又は一部廃止の方向で改正する。

⑵　免税事業者のいわゆる「益税」については、適正な価格転嫁に関する指導を行うことにより改善を図る。

7．インボイス方式（請求書等保存方式）

仕入税額控除については、制度の信頼性等の観点から、請求書等（インボイス）の保存を要件に加える。

8．住民税の減税に伴い、地方税源の充実について配慮する。

5. 「税制改革草案」発表後の税制改革をめぐる経緯

○減税と税制改革に関する連立与党代表者会議の合意（２月８日）

1. 平成６年度予算編成に当たって、総額６兆円規模の減税を先行させ、第 129回国会には減税法案のみ提出する。
2. 連立与党内に、税制改革に関する協議機関を設置する。
その協議機関において、福祉社会のビジョン、高齢化社会の国民負担や税制のあり方、減税とその財源について、新税創設も含めて協議し、連立与党の合意を得て、年内の国会において関係の法律を成立させるものとする。その際、経済情勢、財政事情を勘案しつつ、行政改革や不公平税制の是正、所得・資産・消費の三分野のバランスのとれた税制改革、消費課税の欠陥是正等も協議するものとする。

○平成６年度税制改正の要綱（閣議決定）（２月18日）

税制改革については、引き続き検討を進め、年内にその実現を図るものとする。

○平成６年分所得税の特別減税のための臨時措置法（平成６年法律第29号）附則

（検討）
第５条　平成７年分以後の所得税については、速やかに、税制全般の在り方について検討を加えて税制改革を行い、抜本的な所得税の減税を行うものとする。
２　国は、前項の税制改革を行うに際し、あわせて行政経費の一層の節減に努めなければならない。

○対外経済改革要綱（閣議決定）（３月29日）

Ⅱ．内需主導型の経済運営
４．税制
所得減税を含む税制改革については、６月中に結論が出されることとされている与党の協議も踏まえ、年内にその実現を図る。
なお、平成６年分の所得税の特別減税のための臨時措置法には、国会において、全会派一致で、「平成７年分以後の所得税については、速やかに、税制全般の在り方について検討を加えて税制改革を行い、抜本的な所得税の減税を行うものとする。」との条項が、修正追加されている。

○新たな連立政権樹立のための確認事項（４月22日）

（五）高齢化社会対策と税制改革
高齢化社会の到来に対応するために、雇用、年金、医療、介護等の福祉政策をより強力に推進するとともに、住宅、交通、下水道等の生活環境の整備を促進する。
また、行財政改革及び不公平税制の是正を積極的に進めるとともに、高齢化社会の福祉政策の推進や前記の諸政策を充実させるため、直接税の軽減措置や現行消費税の改廃を含め、間接税の税率引き上げを中心とした税制の抜本的改革について国民の理解を得つつ六月中に結論を得て、本年中に関連法案を成立させる。

○第１２９回国会における羽田内閣総理大臣所信表明演説（５月10日）

税制の抜本的な改革は、活力ある豊かな高齢化社会の実現を目指し、誠に深刻な状況にある財政の体質の改善に配慮しつつ、福祉政策等を積極的に展開していくためにも、また、減税措置に対する財源を確保するためにも、その実現を急がなければならない重要な課題であり、均衡のとれた税体系を構築していかなければなりません。政府としては、国民の皆様のご理解を得つつ、先般の各党間の確認事項を尊重し、国会の議決に沿い、各会派の皆様のご理解とご協力をいただきながら、６月中に成案を得て、必ずや年内に税制改革が実現されるよう最大限努力してまいります。

6. 平成６年度税制改正の概要

1　平成６年分所得税の特別減税の実施

(1)　１年限りの措置として、平成６年分の所得税について、所得税額から20％相当額（最高 200万円）を控除する定率減税を行う。

(2)　特別減税の実施方法

①　給与所得者の場合

・　平成６年１月から６月までの間に支払われた給与等につき、その源泉徴収税額の20％相当額（最高 100万円）を原則として同年６月に還付

・　平成６年分の年末調整の際に、年税額の20％相当額から上記の還付金額を控除した残額を控除

②　公的年金等について、給与等の場合と同様の取扱い

③　事業所得者等の場合

・　平成６年分の確定申告書の提出の際に、所得税額からその20％相当額を控除。なお、平成６年分の予定納税基準額の計算において、特別減税を加味

2　相続税の負担軽減

(1)　相続税の税率の適用区分の拡大等

・（例）

税率50％の適用区分　２億円～２億 7,000万円　→　２億円～４億円

(2)　相続税の課税最低限の引上げ

・（例）

配偶者と子２人の場合　（ 7,650万円　→ 8,000万円）

配偶者と子３人の場合　（ 8,600万円　→ 9,000万円）

(3)　配偶者の相続税負担の軽減措置の拡充

・配偶者の負担軽減措置の最低保障額　（ 8,000万円　→１億 6,000万円）

(4)　小規模宅地等（ 200㎡）についての相続税の課税の特例の減額割合の拡充等

①　居住用宅地等又は事業用宅地等（不動産貸付の用に供されていたものを除く。）で居住又は事業を継続する場合　（居住用60％、事業用70％　→　80％）

②　それ以外の場合　（60％又は70％　→　50％）

等

(5)　相続税の延納税額についての物納の特例の創設

延納相続税額の納付方法について、一定の要件の下に、相続により取得した土地での物納を認める特例措置を講ずる。

3　法人特別税、普通乗用自動車に係る消費税の税率の特例

法人特別税及び普通乗用自動車に係る消費税の税率の特例措置を期限の到来とともに廃止する。

4　土地・住宅税制

(1)　土地税制の改正

①　土地の長期譲渡所得に対する軽減税率の適用対象の拡充（業務用を含む優良建築物の建設事業のための土地等の譲渡等）

②　特定の事業用資産の買換え等の場合の課税の特例の拡充（企業の長期保有の土地等から既成市街地等以外の地域内にある建物・構築物・機械装置への買換え等）

③　地価税の特例の拡充（特定の都市計画駐車場の非課税等）

④　1,500万円特別控除の適用対象の追加（民間デベロッパーに対する一定の土地等の譲渡等）

等

(2)　住宅税制の改正

①　居住用財産の買換え特例の譲渡資産の価額要件の引上げ　（1億円以下→2億円以下）

②　住宅取得促進税制の所得要件の引上げ　（2,000万円以下→ 3,000万円以下）

③　住宅取得資金の贈与に対する贈与税の特例についての特例計算限度額の引上げ等
（特例計算限度額 500万円　→ 1,000万円）

等

5　租税特別措置

(1)　租税特別措置の新設・拡充等

①　特別措置の新設・拡充

・　有限会社の最低資本金を満たすまでの出資の払込みに充てた利益配当の所得税の非課税

・　高齢者、障害者対応建築物につき5年間 100分の20の割増償却

・　特定都市鉄道整備準備金の累積限度額の引上げ　（工事費総額の4分の1　→　2分の1）

等

②　特別措置の適用期限の延長

・　経済対策に係る投資減税措置（高度省力化投資促進税制及び中小企業機械投資促進税制）の期限延長　（平成6年6月30日　→　平成6年12月31日）

・　清酒等に係る酒税の税率の特例措置（3年延長）

・　特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の非課税（2年延長）

・　中小企業の貸倒引当金の特例（2年延長）

等

(2)　租税特別措置の整理合理化

①　租税特別措置の廃止

②　租税特別措置の縮減合理化

等

6　課税の適正・公平の確保

(1)　公益法人等に対する課税の適正化

・　公益法人等の寄附金の損金算入限度額を所得の 100分の27（現行　100分の30）へ引下げ（学校法人等及び社会福祉法人については、現行どおり 100分の50又は年 200万円のいずれか多い金額）

(2)　交際費課税の見直し

・　資本金 5,000万円以下の法人の交際費について、定額控除枠以下の部分につき 100分の10相当額を損金不算入

(3)　使途不明金に対する課税

・　法人の使途不明金に対し、通常の法人税課税に加えて40％の法人税を追加課税

7　酒税

(1)　酒類に係る税負担の適正化

・清　酒（ｱﾙｺｰﾙ 分15度）	133,700円	→ 140,500円	（各１kℓ当たり）
・ビール	208,400円	→ 222,000円	
・しょうちゅう甲類（ｱﾙｺｰﾙ 分25度）	119,800円	→ 155,700円	

等

(2)　ビールの製造免許に係る最低製造数量基準を60kℓ（現行 2,000kℓ）に引下げ

8　その他

(1)　オリンピック競技大会における優秀な成績を表彰するものとして（財）日本オリンピック委員会から交付される一定の金品についての所得税の非課税

(2)　個人事業者に係る消費税の確定申告期限の特例措置の期限延長

(3)　登録免許税についての負担調整（平成６年４月１日～平成８年３月31日 100分の40、平成８年４月１日～平成９年３月31日 100分の50）

7. 平成６年度地方税制改正の概要

１　個人住民税

(1)　定率減税

１年間限りの特例措置として、平成６年度分の個人住民税について、次により、特別減税を実施

①　特別減税は、その者の個人住民税所得割額から特別減税の額を控除

②　特別減税の額は、平成６年度分の個人住民税所得割額の２０％相当額

ただし、２０％相当額が２０万円を超える場合は２０万円を限度

③　特別減税の実施方法

イ　給与所得者に係る特別減税

均等割額及び所得割額ともに平成６年６月及び７月において徴収せず、特別減税額を控除した後の年税額を同年８月から翌年５月までの１０か月間で徴収

ロ　事業所得者、公的年金受給者に係る特別減税

平成６年６月分（第１期）の納付において、特別減税額を控除

(2)　特定扶養親族に係る控除額の引上げ

特定扶養親族に係る控除額を、３９万円（改正前３６万円）に引き上げる。

(3)　所得割の非課税限度額の引上げ

所得割について、所得の金額が、３４万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に３０万円（改正前２５万円）を加算した金額）以下である者を非課税とする。

(4)　前年中において所得を有しなかった者に係る非課税規定の削除

２　法人住民税

均等割の税率を次のように改める。

(1)　道府県民税

法人等の資本等の金額の区分	標準税率（年額）
５０億円を超えるもの	７５万円 → ８０万円
１０億円を超え５０億円以下のもの	５０万円 → ５４万円
１億円を超え１０億円以下のもの	１０万円 → １３万円
１千万円を超え１億円以下のもの	３万円 → ５万円
１千万円以下のもの	１万円 → ２万円

(2) 市町村民税

法人等の資本等の金額の区分	市町村内の従業者数	標準税率（年額）
５０億円を超えるもの	５０人超	３００万円 → ３００万円
	５０人以下	４０万円 → ４１万円
１０億円を超え５０億円以下のもの	５０人超	１７５万円 → １７５万円
	５０人以下	４０万円 → ４１万円
１億円を超え１０億円以下のもの	５０人超	４０万円 → ４０万円
	５０人以下	１５万円 → １６万円
１千万円を超え１億円以下のもの	５０人超	１５万円 → １５万円
	５０人以下	１２万円 → １３万円
１千万円以下のもの	５０人超	１２万円 → １２万円
	５０人以下	４万円 → ５万円

3　不動産取得税

宅地及び宅地比準土地の取得が、平成６年中に行われた場合については課税標準を価格の２分の１、平成７年及び平成８年中に行われた場合については課税標準を価格の３分の２とする特例措置を講ずる。

4　固定資産税・都市計画税

(1) 特定フロン等の代替物質を使用する洗浄設備、冷蔵設備等について、固定資産税の課税標準を最初の３年間価格の３分の２とする特例措置の創設

(2) 第一種電気通信事業者が電気通信ネットワークの高度化のために新たに取得する電気通信回線設備について、固定資産税の課税標準を最初の５年間価格の４分の３とする特例措置の創設

(3) 三大都市圏の特定市の一定の市街化区域農地について、平成６年４月１日以後において、地区整備計画又は住宅地高度利用地区計画が都市計画決定され、かつ、土地区画整理事業又は住宅街区整備事業の事業認可がなされた場合の固定資産税及び都市計画税の税額の減額措置の創設

5　特別土地保有税

三大都市圏の特定市の市街化区域における課税の特例措置（いわゆるミニ保有税）の対象から、平成６年１月１日以後に取得された土地を除外

6　非課税等特別措置の整理合理化

(1)　新聞業、新聞送達業、出版業、教育映画製作業、新聞広告掲載取扱業、教科書供給業及び一般放送事業（いわゆるマスコミ等七事業）に係る特例措置については、経過措置を講じたうえ、廃止

(2)　信用金庫及び信用金庫連合会、信用協同組合及び信用協同組合連合会並びに労働金庫及び労働金庫連合会が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置を廃止し、経過措置を講じつつ、課税標準を価格の２分の１とする特例措置へ移行

(3)　その他の非課税等特別措置の整理合理化

①　非課税等特別措置の廃止

②　非課税等特別措置の縮減合理化

7　国際関係への対応

移転価格税制の適用に伴う法人住民税及び法人事業税の減額更正の額について、繰越控除制度を導入するとともに、還付加算金の計算の特例措置の創設

8. ２０００年度（平成１２年度）における財政の試算

（単位：兆円）

			９４年度（平成６年度）	２０００年度（平成１２年度）
歳出	1.国債費		１４．４ 〔１２．１〕	１８．０
	2.地方交付税		１２．８	２２．２
	3.一般歳出（産投繰入分含む）		４４．４	５５．１～５６．９～５８．９
		社会保障国庫負担	１４．６	２４
		その他一般歳出	２９．８ 〔２７．６〕	３１．１～３２．９～３４．９
	4.平成４年度決算不足補てん繰戻		１．５	――
	計		７３．１	９５．３～９７．１～９９．１
歳入	1.税収		５３．７	７９．３
	2.その他収入		５．８ （１．９）	２．８
	3.公債金収入		１３．６	４．３
		四条公債	１０．５ 〔８．２〕	４．３
		特例公債	３．１	――
	計		７３．１	８６．４

要調整額 （歳出－歳入）	――	８．９～１０．７～１２．７

（試算の前提等）

・〔　〕内は、ＮＴＴ繰上償還分（22,641億円）を除いた数値。

・国債費、公債金収入 …… 公債残高が累増しないような財政体質を作り上げることを目指して、公債金収入について公債依存度が2000年度（平成１２年度）に５％となる水準を仮定し、これを前提に国債費を推計。

・地方交付税 …… 名目成長率５％×弾性値１．２（平成６年度税制改正の影響等を調整）

・社会保障国庫負担 …… 厚生省試算「社会保障に係る給付と負担の将来見通し」（平成６年３月）ケースII（成長率５％）の場合における推計値

・その他一般歳出 …… 平成６年度当初予算額を機械的に年率２、３、４％で伸ばして推計（1990～94年度の平均伸率 3.4％）。

・税収 …… 名目成長率５％×弾性値１．１（平成６年度税制改正の影響等を調整。今後の税制改正の影響は織り込まず、６年度の所得税減税に相当する減収は７年度以降見込んでいない）

・その他収入 …… 名目成長率５％で伸ばして推計。（　）内は、ＮＴＴ繰上償還分、外為特会受入金(8,300億円）及び自賠責特会受入金(8,100億円）を除いた数値。

（注）国鉄清算事業団債務（94年度末見込み約25.8兆円）など、今後処理を要する措置の存在にも留意する必要がある（資料Ｐ５参照）。

9. ２０００年度（平成１２年度）の地方財政に関する試算（地方財政計画ベース）

（厚生省試算「社会保障に係る給付と負担の将来見通し」（平成６年３月）ケースⅡ（成長率５％）の場合における地方負担を前提として）

（単位：兆円）

		1994年度（平成６年度）	2000年度（平成12年度）
歳出	１　公債費	（　7.1） 8.9	10.5 ～ 10.6 ～ 10.7
	２　一般歳出	72.0	100.2 ～105.2 ～ 110.5
	福祉ビジョン関係経費	6.2	15.4
	その他一般歳出	65.8	84.8 ～ 89.8 ～ 95.1
	計	80.9	110.7 ～115.8 ～ 121.2
歳入	１　一般財源	50.0	70.1
	地方税	32.6	46.1
	地方譲与税	1.9	2.6
	地方交付税	15.5	21.4
	２　地方債	10.4	8.6 ～ 9.0 ～ 9.6
	３　その他収入	（18.7） 20.5	26.6 ～ 27.8 ～ 29.0
	計	80.9	105.3 ～106.9 ～ 108.7
要調整額（歳出－歳入）		—	5.4 ～ 8.9 ～ 12.5

〔試算の前提等〕

1　今回の「２０００年度（平成１２年度）の地方財政に関する試算（地方財政計画ベース）」は、既に厚生省及び大蔵省から提示されている「社会保障に係る給付と負担の将来見通し」（平成６年３月）、「我が国財政の展望」（平成６年５月）の中の「２０００年度（平成１２年度）における財政の試算」を踏まえ、税制改革の議論の材料に資するべく、国の財政試算と同一基調で一定の仮定の下に機械的計算を行ったものである。

2 (1) 今後の税制改正の影響は織り込まず、６年度の所得税・住民税減税に係る減収は７年度以降見込んでいない。

(2) 平成６年度において、減税に係る減収に対処するため講じられた減税補てん債の発行及び地方交付税特別会計における資金運用部からの借入金に係る後年度の元利償還金については、７年度以降の公債費及び地方交付税の額には含めていない。

3　各項目毎の試算の前提は、次のとおりである。

・　（　）内は、ＮＴＴ繰上償還分（１７，８３８億円）を除いた額である。

・　「地方債」及び「公債費」

平成６年度において、特別に増発した地方債（減税補てん債、臨時公共事業債及び臨時単独事業分）を除いた額を基礎として「その他一般歳出」の伸び率で伸ばして推計し、これを前提に公債費を推計した。

・　「福祉ビジョン関係経費」

厚生省試算「社会保障に係る給付と負担の将来見通し」（平成６年３月）ケースⅡ（成長率５％）（以下「厚生省試算ケースⅡ」という。）の場合における推計値を用いた。

・　「その他一般歳出」

平成６年度地方財政計画計上額を機械的に年率4.5、5.5、6.5％で伸ばして推計した（１９９０～９４年度の平均伸率５．８％）

・　「地方税」

名目成長率５％×弾性値１．０（平成６年度税制改正の影響等を調整）として推計した。

・　「地方譲与税」

名目成長率５％×弾性値１．１として推計した。

・　「地方交付税」

名目成長率５％×弾性値１．２（平成６年度税制改正の影響等を調整）として推計した。

・　「その他収入」

「福祉ビジョン関係経費」に係る国庫支出金については、厚生省試算ケースⅡの推計値を用いた。

その他の国庫支出金については、平成６年度地方財政計画計上額（ＮＴＴ繰上償還額を除く。）を機械的に２、３、４％で伸ばして推計した。

国庫支出金以外の収入は、「その他一般歳出」の伸び率で伸ばして推計した。

10. 社会保障に係る給付と負担の将来見通し：ケースⅡ

《 給 付 》

【対国民所得比】

単位：%

	平成５年度 (1993)	平成12年度 (2000)		平成22年度 (2010)			平成37年度 (2025)		
国民所得の伸び	——	5%	4%	5%→4%	5%→3%	4%→3%	5%→4%	5%→3%	4%→3%
社会保障給付費	16.3	20	20 1/2	25 1/2	26 1/2	27	28	31	31 1/2
年 金	8.6	10 1/2	10 1/2	14	14	14	15	15	15
医 療	6.0	6 1/2	6 1/2	7 1/2	8	8 1/2	8 1/2	11	12
福祉等	1.7	3	3 1/2	4	4	4	4 1/2	4 1/2	4 1/2
うち 老人対策	0.2	1	1	1 1/2	1 1/2	1 1/2	2	2	2
児童対策	0.4	1	1	1	1	1	1	1	1

国民所得 兆円	360	500	472	740	671	634	1,332	1,046	988

【金 額】

単位：兆円

	平成５年度 (1993)	平成12年度 (2000)		平成22年度 (2010)			平成37年度 (2025)		
国民所得の伸び	——	5%	4%	5%→4%	5%→3%	4%→3%	5%→4%	5%→3%	4%→3%
社会保障給付費	59	100	97	187	177	171	373	322	312
年 金	31	52	50	102	94	89	197	157	149
医 療	22	32	32	55	55	55	115	117	117
福祉等	6	16	15	30	27	26	61	48	46
うち 老人対策	1	4	4	11	10	9	27	21	20
児童対策	1	5	4	8	7	7	12	9	9

《 負 担 》

【対国民所得比】

単位：%

	平成５年度 (1993)	平成12年度 (2000)		平成22年度 (2010)			平成37年度 (2025)		
国民所得の伸び率	——	5%	4%	5%→4%	5%→3%	4%→3%	5%→4%	5%→3%	4%→3%
社会保障に係る負担	17.8	21	22	24 1/2	25 1/2	26 1/2	27 1/2	30	31
社会保障負担	13.0	15	15 1/2	17	17 1/2	18	19	20 1/2	21
社会保障給付費に係る公費負担	4.8	6 1/2	6 1/2	7 1/2	8	8	8 1/2	9 1/2	10
国庫負担	4.0	5	5	5 1/2	6	6	6 1/2	7	7 1/2
地方負担	0.9	1 1/2	1 1/2	2	2	2	2 1/2	2 1/2	2 1/2

国民所得 兆円	360	500	472	740	671	634	1,332	1,046	988

【金 額】

単位：兆円

	平成５年度 (1993)	平成12年度 (2000)		平成22年度 (2010)			平成37年度 (2025)		
国民所得の伸び率	——	5%	4%	5%→4%	5%→3%	4%→3%	5%→4%	5%→3%	4%→3%
社会保障に係る負担	64	106	103	182	172	166	366	316	307
社会保障負担	47	75	72	127	119	115	251	215	209
社会保障給付費に係る公費負担	17	31	31	56	53	51	115	101	99
国庫負担	14	24	23	41	39	38	84	75	73
地方負担	3	8	7	15	14	13	30	26	25

(注) ケースⅡ： 年金については、改正後の制度を仮定し、医療については、効率化を図るものと仮定し、また、介護対策や児童対策等の充実を図ったと仮定した場合

社会保障に係る給付と負担の将来見通し：現行制度ケース

《 給 付 》

【対国民所得比】

単位：%

	平成５年度 (1993)	平成12年度 (2000)		平成22年度 (2010)			平成37年度 (2025)		
国民所得の伸び	——	5%	4%	5%→4%	5%→3%	4%→3%	5%→4%	5%→3%	4%→3%
社会保障給付費	16.3	19	20	25	26	27	28 1/2	31 1/2	32 1/2
年　金	8.6	10 1/2	10 1/2	14 1/2	14 1/2	15	16	16 1/2	16 1/2
医　療	6.0	7	7	8 1/2	9	9 1/2	9 1/2	12 1/2	13
福祉等	1.7	2	2	2	2 1/2	2 1/2	2 1/2	2 1/2	2 1/2
うち 老人対策	0.2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1	1	1
児童対策	0.4	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2
国民所得　兆円	360	500	472	740	671	634	1,332	1,046	988

【金　　額】

単位：兆円

	平成５年度 (1993)	平成12年度 (2000)		平成22年度 (2010)			平成37年度 (2025)		
国民所得の伸び	——	5%	4%	5%→4%	5%→3%	4%→3%	5%→4%	5%→3%	4%→3%
社会保障給付費	59	96	93	185	175	170	380	330	320
年　金	31	52	50	107	99	94	215	172	163
医　療	22	34	34	61	61	61	130	130	130
福祉等	6	10	9	17	15	14	35	28	27
うち 老人対策	1	2	2	4	4	4	11	9	8
児童対策	1	2	2	3	3	2	5	4	4

《 負 担 》

【対国民所得比】

単位：%

	平成５年度 (1993)	平成12年度 (2000)		平成22年度 (2010)			平成37年度 (2025)		
国民所得の伸び率	——	5%	4%	5%→4%	5%→3%	4%→3%	5%→4%	5%→3%	4%→3%
社会保障に係る負担	17.8	20	20 1/2	23 1/2	25	26	28 1/2	31 1/2	32 1/2
社会保障負担	13.0	14 1/2	15	17	18	18 1/2	21	23	23 1/2
社会保障給付費に係る公費負担	4.8	5 1/2	5 1/2	6 1/2	7	7	7 1/2	9	9
国庫負担	4.0	4 1/2	4 1/2	5	5 1/2	5 1/2	6	7	7
地方負担	0.9	1	1	1 1/2	1 1/2	1 1/2	1 1/2	2	2
国民所得　兆円	360	500	472	740	671	634	1,332	1,046	988

【金　　額】

単位：兆円

	平成５年度 (1993)	平成12年度 (2000)		平成22年度 (2010)			平成37年度 (2025)		
国民所得の伸び率	——	5%	4%	5%→4%	5%→3%	4%→3%	5%→4%	5%→3%	4%→3%
社会保障に係る負担	64	101	98	174	168	163	380	332	322
社会保障負担	47	73	71	125	122	118	276	239	231
社会保障給付費に係る公費負担	17	27	27	49	46	45	103	93	91
国庫負担	14	22	22	39	37	36	81	73	71
地方負担	3	5	5	10	9	9	22	20	20

11. 「税制改革に関する機械的計算」

税制改革に関する機械的試算

平成６年５月

税制改革に関する機械的試算

頁

試算の考え方 …… 1

機械的試算表 …… 3

参考図１－１（機械的試算のグラフ） …… 4

参考図１－２（機械的試算のグラフ） …… 5

補説－試算の前提等について …… 6

参考図２ …… 9

試　算　の　考　え　方

1.　本試算は、税制調査会からの要請を受け、税制改革の議論の材料とする観点から、総理大臣の諮問を踏まえた一定の前提を置いて、その財政収支を機械的に試算したものである。

（注）本年５月20日の総会において、加藤税制調査会会長は、総理の諮問の趣旨を次のように整理し、事務局に対し、これを踏まえ、いくつかの機械的な試算を行うよう要請した。

①　個人所得課税の軽減と消費課税の充実を柱に税体系を見直す。

②　高齢化に伴う福祉等の財政需要に適切に対応する。

③　このような税制改革が財政を悪化させるものとはしない。

2.　試算にあたって具体的には以下のような前提を置いている。

(1)　減税については、本年度におけるいわゆる６兆円減税（平年度ベース＝6.2兆円）と同規模を継続する。

(2)　先行減税に係るつなぎ公債（減税先行期間中の先行減税額に対応して発行される公債等）の償還については、減税の先行が後世代に負担を残すことを避ける観点から、10年間で元利償還を終える。

(3)　今後の高齢化社会に対応するための財政需要としては、「21世紀福祉ビジョン（高齢社会福祉ビジョン懇談会、本年３月28日）」における社会保障に係る公費負担の増加額と消費税率引上げに伴う年金物価スライド等の額の合計額を計上する。

(4)　消費税率については、減税分しかまかなえない６％（純増収 6.2兆円）以下は試算の対象とせず、７％から上記(1)、(2)、(3)の合計額をまかなうことができる10％までとする。なお、消費税率の改正時期については1997年４月１日とし、便宜、機械的試算Ⅳにつき、1996年４月１日と1995年４月１日のケースを示している。

（注）なお、自然増収の額については、参考に付記している。

3. 本試算は、これらの前提に基づいて西暦2000年度における財政収支を試算したものであるが、計数については、現時点における的確な政策論議の便に資するため、2000年度の試算額を1994年度における経済規模に換算して示している。

4. 本試算の性格は以上の通りであって、ここに示された計算例のいずれを成案として選択すべきかとの観点から作成されたものではない。また、機械的試算であるため、試算の前提になる事項についてはもとより、試算の前提に加えていない既存税制の制度面の見直し、歳出の節減合理化、行政改革等の政策的事項についても、今後、本試算を踏まえながら検討されるべき問題と考えられる。

更に、本試算は、将来の予算編成等を拘束するものではなく、また、ここに計上された計数は、試算の前提等の変化に応じて適宜見直されるべきものである。

機　械　的　試　算　表

（西暦2000年度における名目値を1994年度ベースに換算したもの）

（単位：兆円）

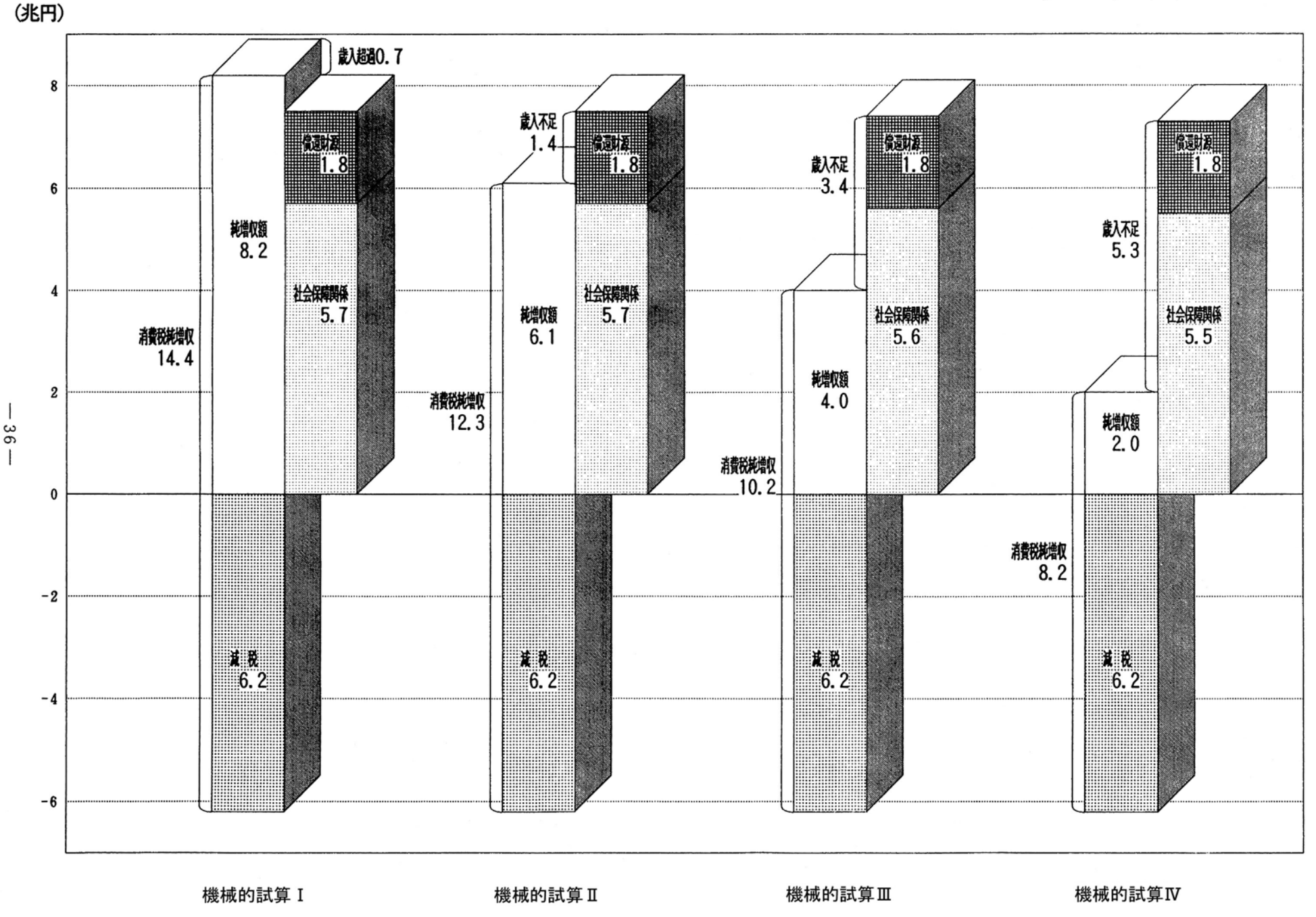
試算の前提	減税	平成６年度における減税と同規模の減税を継続（6.2兆円）					
	償還財源	先行減税に係るつなぎ公債の償還を10年間で終了					
	社会保障関係	福祉ビジョンにおける公費負担の増加額及び消費税率引上げに伴う年金物価スライド等の額					
機械的試算例		機械的試算Ⅰ	機械的試算Ⅱ	機械的試算Ⅲ	機械的試算Ⅳ	機械的試算Ⅳ-②	機械的試算Ⅳ-③
	消費税率	10％	9％	8％	7％	7％	7％
	実施日	97. 4. 1	97. 4. 1	97. 4. 1	97. 4. 1	96. 4. 1	95. 4. 1
減税		▲ 6.2	▲ 6.2	▲ 6.2	▲ 6.2	▲ 6.2	▲ 6.2
償還財源		▲ 1.8	▲ 1.8	▲ 1.8	▲ 1.8	▲ 1.2	▲ 0.6
社会保障関係		▲ 5.7	▲ 5.7	▲ 5.6	▲ 5.5	▲ 5.5	▲ 5.5
消費税純増収		＋14.4	＋12.3	＋10.2	＋ 8.2	＋ 8.2	＋ 8.2
（消費税増収 / 政府部門の負担する消費税の増加分）		（＋16.7 / ▲ 2.3）	（＋14.3 / ▲ 2.0）	（＋11.9 / ▲ 1.7）	（＋ 9.5 / ▲ 1.3）	（＋ 9.5 / ▲ 1.3）	（＋ 9.5 / ▲ 1.3）
歳入過不足		＋ 0.7	▲ 1.4	▲ 3.4	▲ 5.3	▲ 4.7	▲ 4.1

〔参考１〕　このほかに、対外経済改革要綱（6.3.29　閣議決定）等で述べられているように「後世代に負担を残さないような財源の確保を前提とした公共投資基本計画の積増し」を行うための財源の捻出が必要となる。

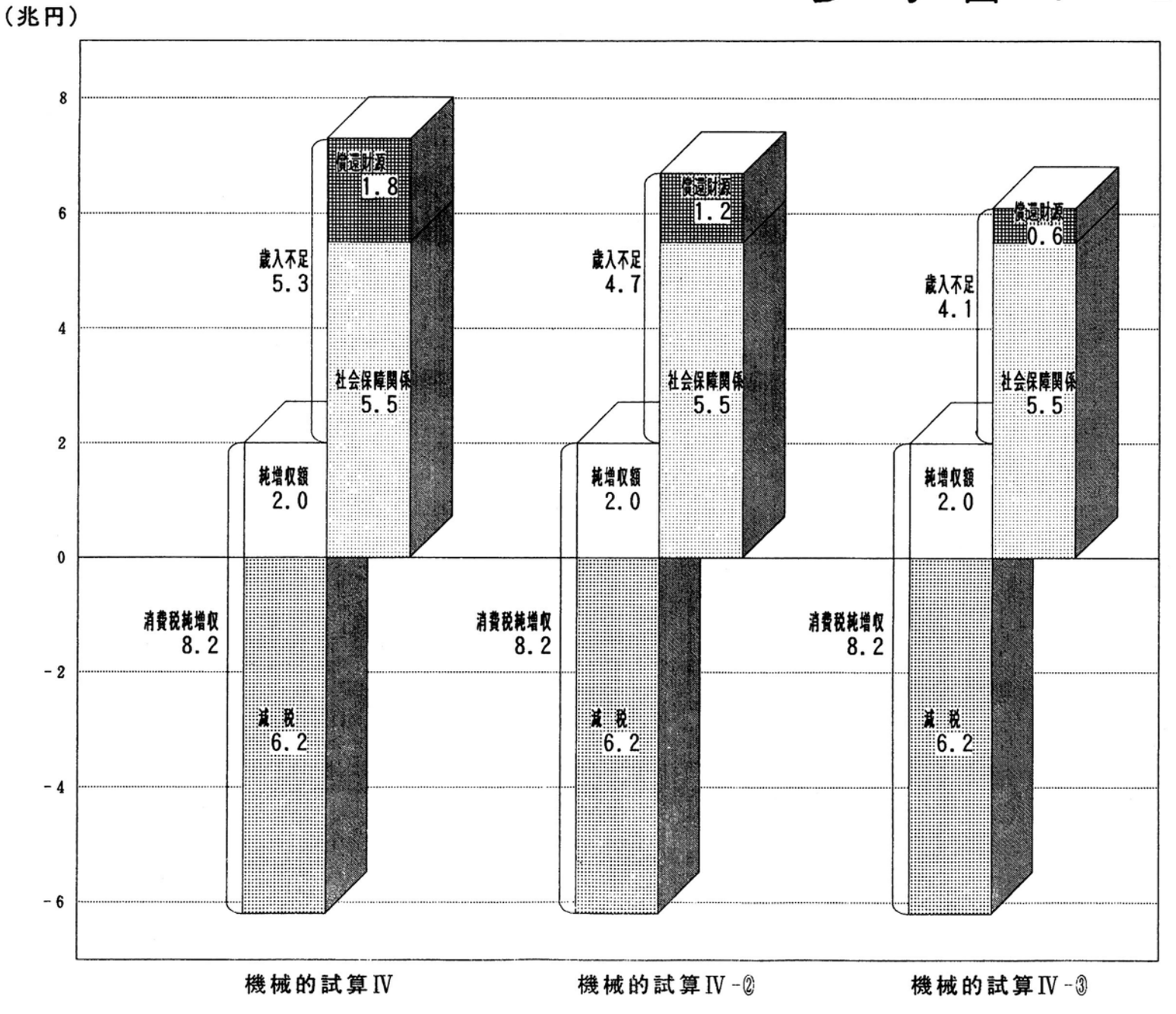
〔参考２〕　平成６年度予算においては、財源の不足に対応するため、歳出歳入両面にわたり各般の措置を講じているが、このうち「平成６年度繰入特例法」による定率繰入れ等の停止等の措置は約５兆円である。

〔参考３〕　名目成長率５％、税収弾性値 1.1と仮定すれば、2000年度における自然増収（1994年度ベースに換算）は、機械的試算Ⅰで 3.0兆円、機械的試算Ⅱ、Ⅲで 2.9兆円、機械的試算Ⅳで 2.8兆円となる。

参考図１－１


(兆円)
8
6
4
2
0
-2
-4
-6
歳入超過0.7
償還財源
1.8
純増収額
8.2
社会保障関係
5.7
消費税純増収
14.4
減税
6.2
歳入不足
1.4
償還財源
1.8
純増収額
6.1
社会保障関係
5.7
消費税純増収
12.3
減税
6.2
歳入不足
3.4
償還財源
1.8
純増収額
4.0
社会保障関係
5.6
消費税純増収
10.2
減税
6.2
歳入不足
5.3
償還財源
1.8
純増収額
2.0
社会保障関係
5.5
消費税純増収
8.2
減税
6.2
機械的試算Ⅰ
機械的試算Ⅱ
機械的試算Ⅲ
機械的試算Ⅳ

参 考 図 1 － 2


（兆円）
8
6
4
2
0
-2
-4
-6
償還財源
1.8
歳入不足
5.3
社会保障関係
5.5
純増収額
2.0
消費税純増収
8.2
減 税
6.2
償還財源
1.2
歳入不足
4.7
社会保障関係
5.5
純増収額
2.0
消費税純増収
8.2
減 税
6.2
償還財源
0.6
歳入不足
4.1
社会保障関係
5.5
純増収額
2.0
消費税純増収
8.2
減 税
6.2
機械的試算Ⅳ
機械的試算Ⅳ-②
機械的試算Ⅳ-③

補 説 ―― 試 算 の 前 提 等 に つ い て

1. 1994年度ベースについて

本試算は、西暦2000年度における財政収支を試算したものであるが、各計数について2000年度における実額で示す場合には、経済規模の拡大に伴い、計数が名目的に膨らむことから、現時点における政策論議の材料とするには必ずしも適当と考えられない。

したがって、1994年度における国民所得（ 373兆円＝見通し）と2000年度における国民所得（ 500兆円＝伸率５％と仮定）との比率により2000年度の試算額を1994年度ベースに換算して示すこととした。

（注）すなわち、2000年度の名目値に 373／500（ ＝１／1.05^6 ）を乗じた計数を示したものである。（参考図２を参照）

2. 減税について

減税については、平成６年度においてつなぎ公債発行対象となった減税（平年度ベース＝ 6.2兆円）と同規模を継続するものと仮定した。

（注）上記の減税の内訳は、所得税・住民税の特別減税 5.5兆円、相続税の負担軽減 0.3兆円、法人特別税の廃止 0.3兆円、普通乗用自動車に係る消費税率の特例の廃止 0.1兆円。

3. 償還財源について

償還財源については、先行減税に係るつなぎ公債（減税先行期間中の先行減税額に対応して発行される公債等）の元利償還を10年間で終了するものと仮定して償還財源所要額を算出している。

先行減税の累計額は、消費税率改正の実施日が遅くなるに従って大きくなるので、これに伴い要償還額（償還財源）も大きくなる。

実施日	先行減税累計額	元利償還財源所要額
97. 4. 1	約　18兆円	1.8兆円
96. 4. 1	約　12兆円	1.2兆円
95. 4. 1	約　6兆円	0.6兆円

なお、算式は、以下のとおりと仮定した。

$$（先行減税累計額）\div 10\times (1.05)^{6}\times \frac{373（1994年度における国民所得）}{500（2000年度における国民所得）}$$

（注）利子率は、国民所得の伸率と同じ５％と仮定した。

4. 社会保障関係について

(1) 「社会保障関係」は、福祉ビジョンにおける社会保障に係る公費負担の増加額（下記(2)に示すとおり、公費負担の国民所得伸率を上回る増加額） 5.3兆円に消費税率引上げに伴う年金物価スライド等の額を加えたものである。

（注）上記の内訳は、以下のとおりである。

機械的試算Ⅰ	福祉ビジョン 5.3兆円、年金物価スライド等 0.4兆円	合計 5.7兆円
機械的試算Ⅱ	福祉ビジョン 5.3兆円、年金物価スライド等 0.4兆円	合計 5.7兆円
機械的試算Ⅲ	福祉ビジョン 5.3兆円、年金物価スライド等 0.3兆円	合計 5.6兆円
機械的試算Ⅳ	福祉ビジョン 5.3兆円、年金物価スライド等 0.2兆円	合計 5.5兆円

(2) 福祉ビジョンについては、高齢社会福祉ビジョン懇談会報告に示された試算のうち、ケースⅡ（年金については今回の改正案による改正後の制度を仮定し、医療については効率化を図るものと仮定し、また、介護対策や児童対策等の充実を図ったと仮定した場合）の国民所得伸率５％の場合における公費負担の増加額を用いた。

すなわち、2000年度の社会保障に係る公費負担額（31兆円）に 373／500 （1994年度における国民所得／2000年度における国民所得）を乗じた額（23.1兆円）から、1994年度の社会保障に係る公費負担額（17.8兆円）を控除することにより、2000年度における公費負担増加額（1994年度ベースに換算）（ 5.3兆円）を算出した。

5. 消費税純増収について

「消費税純増収」とは、消費税の税率引上げによる増収額のうち、消費税の民間負担分の増加に対応するものである。言い換えると、消費税率引上げに伴い政府部門の負担する消費税額の増加分に充てるため、新規の歳出増に充て得ない部分を消費税の増収額から除いたものである。

〔消費税純増収〕＝〔消費税の税率引上げによる増収額〕－｛消費税率引上げに伴い政府部門の負担する消費税額の増加分に充てるため、新規の歳出増に充て得ない部分｝

（注）上記控除額は、機械的試算Ⅰで 2.3兆円、機械的試算Ⅱで 2.0兆円、機械的試算Ⅲで 1.7兆円、機械的試算Ⅳで 1.3兆円である。

6. 自然増収について

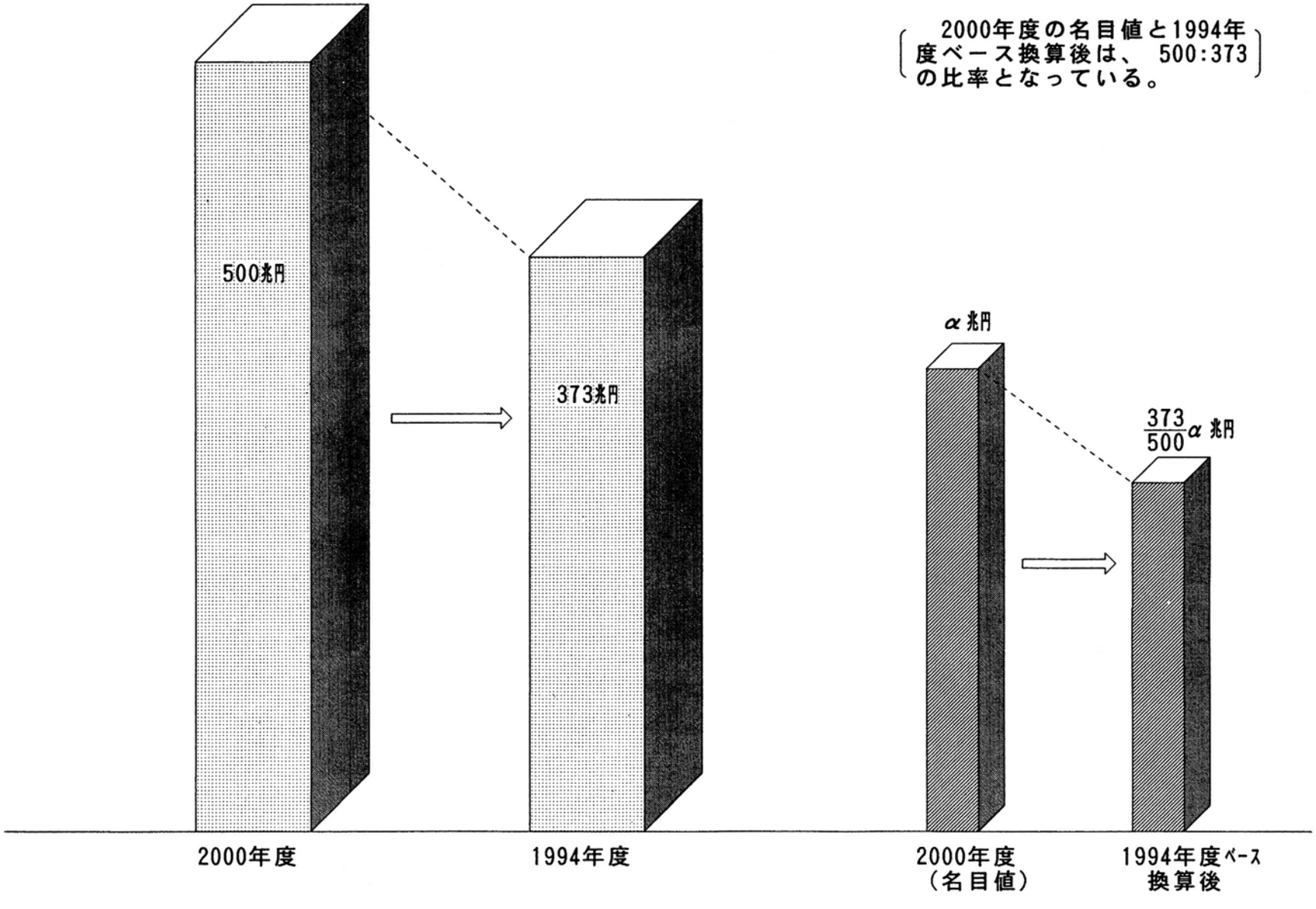
2000年度における自然増収（1994年度ベースに換算）は、名目成長率５％、税収弾性値 1.1と仮定して計算した。算式は、以下のとおりである。

$$A \times (1.055)^{6} \times \frac{373\ (1994\text{年度における国民所得})}{500\ (2000\text{年度における国民所得})} - A$$

Aは、「税制改革前の1994年度税収－減税額＋消費税純増収」である。

参　考　図　2

国　民　所　得



（2000年度の名目値と1994年度ベース換算後は、500:373の比率となっている。）

（参考）　追加資料

機　械　的　試　算　表

（西暦2000年度における名目値を1994年度ベースに換算したもの）

（単位：兆円）

試算の前提	減税	平成６年度における減税と同規模の減税を継続（6.2兆円）			
	償還財源	先行減税に係るつなぎ公債の償還を10年間～20年間で終了			
	社会保障関係	福祉ビジョンにおける公費負担の増加額及び消費税率引上げに伴う年金物価スライド等の額			
機械的試算例		機械的試算Ⅰの２	機械的試算Ⅱの２	機械的試算Ⅲの２	機械的試算Ⅳの２
	消費税率	10％	９％	８％	７％
	実施日	97. 4. 1	97. 4. 1	97. 4. 1	97. 4. 1
減税 償還財源 社会保障関係 消費税純増収 （消費税増収 政府部門の負担する消費税の増加分）		▲ 6.2 ▲ 1.8～▲ 0.9 ▲ 5.7 +14.4 （+16.7 ▲ 2.3）	▲ 6.2 ▲ 1.8～▲ 0.9 ▲ 5.7 +12.3 （+14.3 ▲ 2.0）	▲ 6.2 ▲ 1.8～▲ 0.9 ▲ 5.6 +10.2 （+11.9 ▲ 1.7）	▲ 6.2 ▲ 1.8～▲ 0.9 ▲ 5.5 + 8.2 （+ 9.5 ▲ 1.3）
歳入過不足		+ 0.7～+ 1.6	▲ 1.4～▲ 0.5	▲ 3.4～▲ 2.5	▲ 5.3～▲ 4.4
参考	公共投資	▲ α	▲ α	▲ α	▲ α
	繰入特例法による措置	▲ 5.0	▲ 5.0	▲ 5.0	▲ 5.0
	自然増収	+ 3.0	+ 2.9	+ 2.9	+ 2.8
	その他	± β	± β	± β	± β

（単位：兆円）

試算の前提	減税	平成６年度における減税と同規模の減税を継続（6.2兆円）				
	償還財源	先行減税に係るつなぎ公債の償還を10年間～20年間で終了				
	社会保障関係	福祉ビジョンにおける公費負担の増加額及び消費税率引上げに伴う年金物価スライド等の額				
機械的試算例		機械的試算Ⅳ-②の２	機械的試算Ⅳ-③の２	機械的試算Ａ	機械的試算Ｂ	機械的試算Ｃ
	消費税率	７％	７％	６％	５％	４％
	実施日	96. 4. 1	95. 4. 1	97. 4. 1	97. 4. 1	97. 4. 1
減税 償還財源 社会保障関係 消費税純増収 （消費税増収 政府部門の負担する消費税の増加分）		▲ 6.2 ▲ 1.2～▲ 0.6 ▲ 5.5 ＋ 8.2 （＋ 9.5 ▲ 1.3）	▲ 6.2 ▲ 0.6～▲ 0.3 ▲ 5.5 ＋ 8.2 （＋ 9.5 ▲ 1.3）	▲ 6.2 ▲ 1.8～▲ 0.9 ▲ 5.5 ＋ 6.2 （＋ 7.2 ▲ 1.0）	▲ 6.2 ▲ 1.8～▲ 0.9 ▲ 5.4 ＋ 4.1 （＋ 4.8 ▲ 0.7）	▲ 6.2 ▲ 1.8～▲ 0.9 ▲ 5.4 ＋ 2.1 （＋ 2.4 ▲ 0.3）
歳入過不足		▲ 4.7～▲ 4.1	▲ 4.1～▲ 3.8	▲ 7.3～▲ 6.4	▲ 9.3～▲ 8.4	▲11.3～▲10.4
参考	公共投資	▲ α	▲ α	▲ α	▲ α	▲ α
	繰入特例法による措置	▲ 5.0	▲ 5.0	▲ 5.0	▲ 5.0	▲ 5.0
	自然増収	＋ 2.8	＋ 2.8	＋ 2.8	＋ 2.7	＋ 2.6
	その他	± β	± β	± β	± β	± β

〔参考１〕　参考欄の「公共投資」については、対外経済改革要綱（6.3.29　閣議決定）等で述べられているように「後世代に負担を残さないような財源の確保を前提とした公共投資基本計画の積増し」を行うための財源を示している。

〔参考２〕　参考欄の「繰入特例法による措置」については、平成６年度における財源の不足に対応するための歳出歳入両面にわたる各般の措置のうち「平成６年度繰入特例法」による定率繰入れ等の停止等の措置（約５兆円）を示している。

〔参考３〕　自然増収は、名目成長率５％、税収弾性値 1.1と仮定して、2000年度における自然増収（1994年度ベースに換算）を計算したものである。

（注）　試算の前提等については、原則として、５月27日に提示した「税制改革に関する機械的試算」と同様であるが、つなぎ公債の償還期間に関し20年間の場合を加え、消費税率に関し６％～４％の場合を加えている。

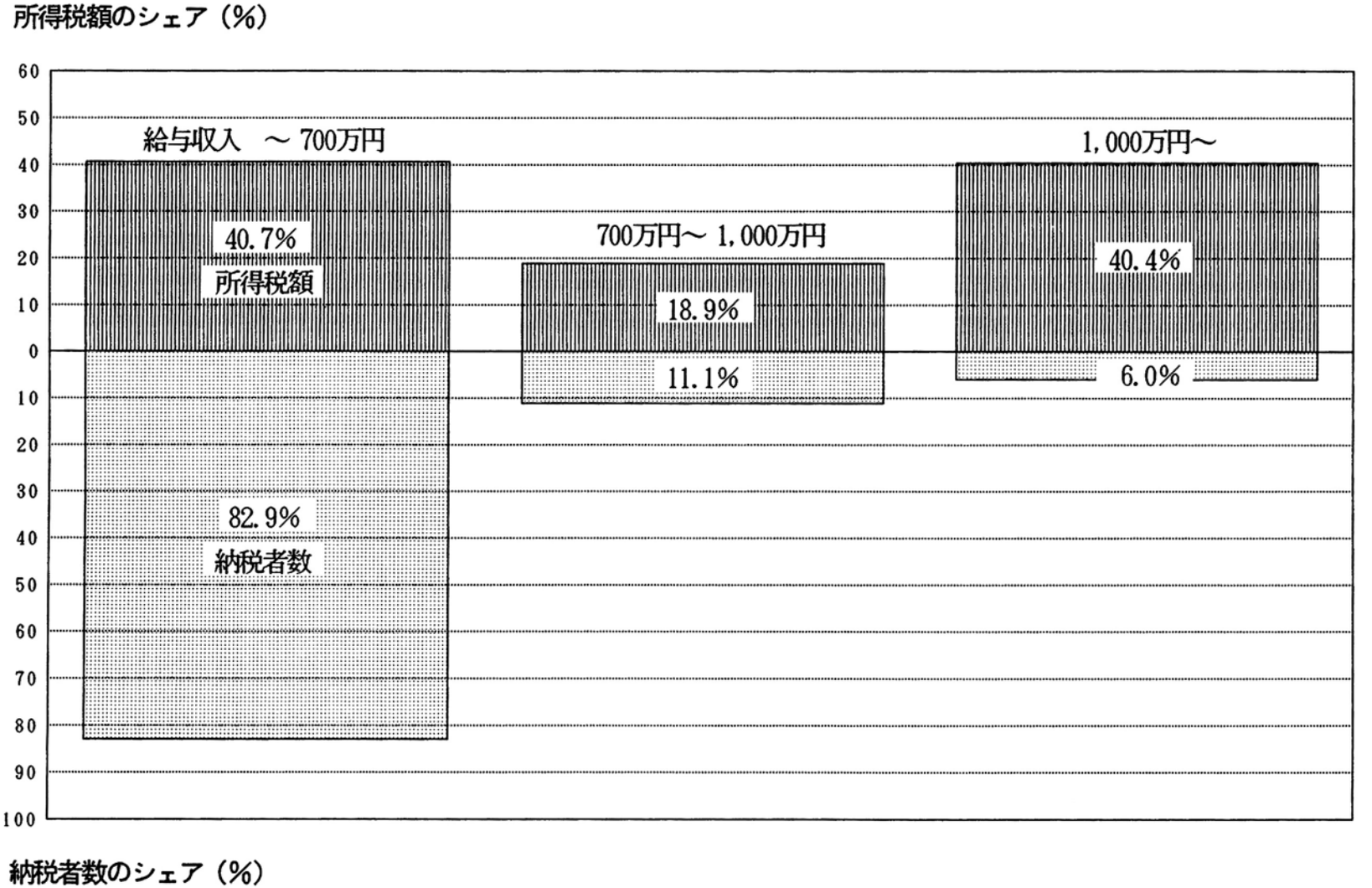
12. 個人所得課税関係

(1) 個人所得課税の国際比較

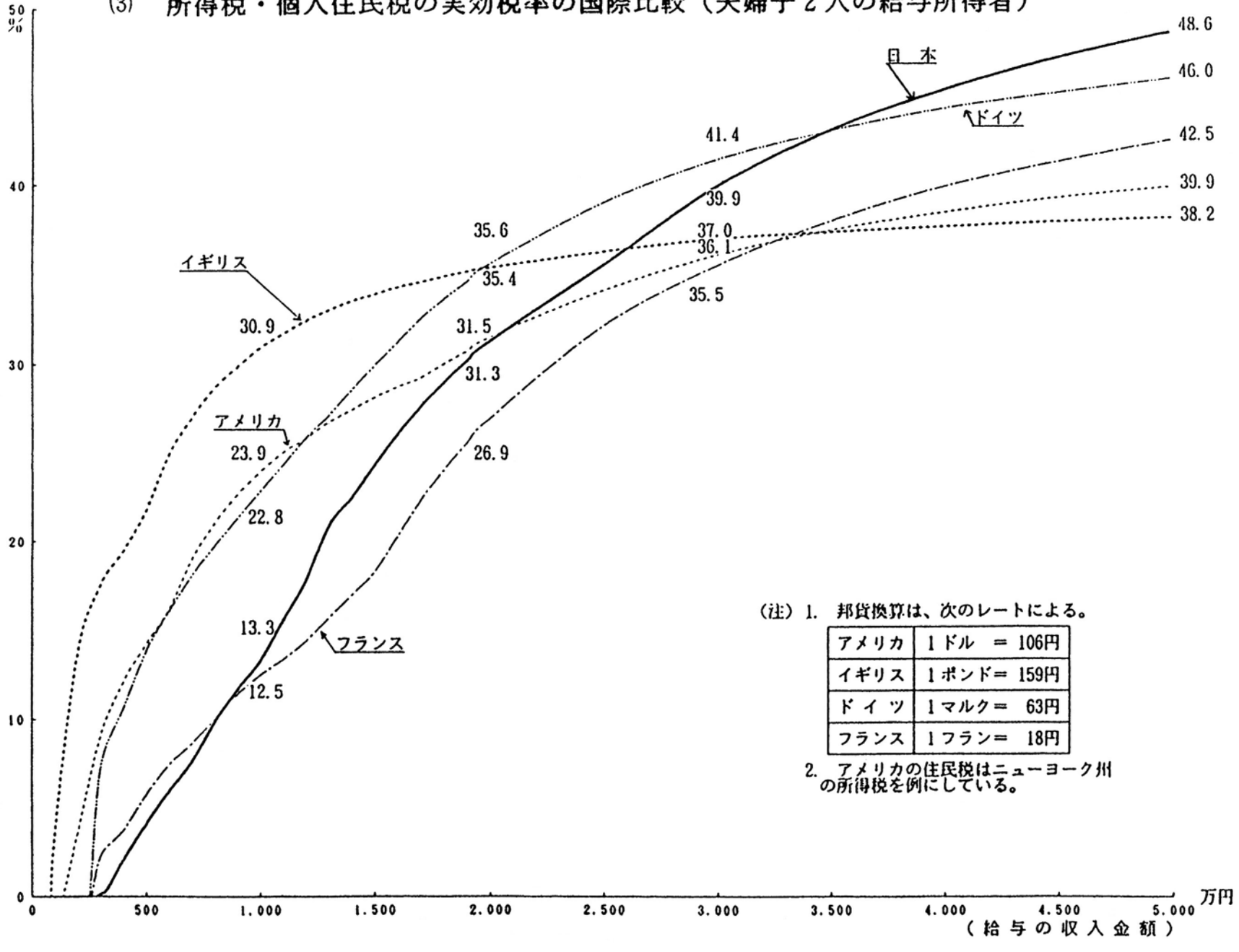
区分＼国名	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
個人所得に対する所得税負担割合	（4年） 5.3% （8.0%）	（4年） 8.9% （11.0%）	（4年） 10.8%	（4年、旧西ドイツ） 11.1%	（4年） 4.6%
課税最低限	327.7万円	171.2万円	82.1万円	250.1万円	258.1万円
税率 最低税率〔住民税の最低税率〕	10% 〔 5%〕	15% 〔 4.55 %〕	20%	19%	12%
税率 最高税率〔住民税の最高税率〕	50% 〔 15%〕	39.6% 〔 7.59375%〕	40%	53%	56.8%
税率の刻み数〔住民税の税率の刻み数〕	5 〔3〕	5 〔4〕	3	——— (方程式による)	6

（備考）1．課税最低限は、夫婦子2人の給与所得者で、子2人のうち1人が16歳から22歳までの子の場合である。
2．諸外国は平成6年1月現在の税法に基づく。
3．（　）書は、住民税を含めた場合である。アメリカはニューヨーク州個人住民税による。イギリス、フランスには、住民税にあたる地方所得税は存在しない。ドイツでは、所得税が共有税として連邦、州及び市町村に配分されている。
4．邦貨換算は次のレートによった。
（1ドル＝106円、1ポンド＝159円、1マルク＝63円、1フラン＝18円）

(2) 給与収入階級別の所得税の納税者数及び所得税額のシェア（平成４年分民間給与実態調査から）



(3) 所得税・個人住民税の実効税率の国際比較（夫婦子２人の給与所得者）

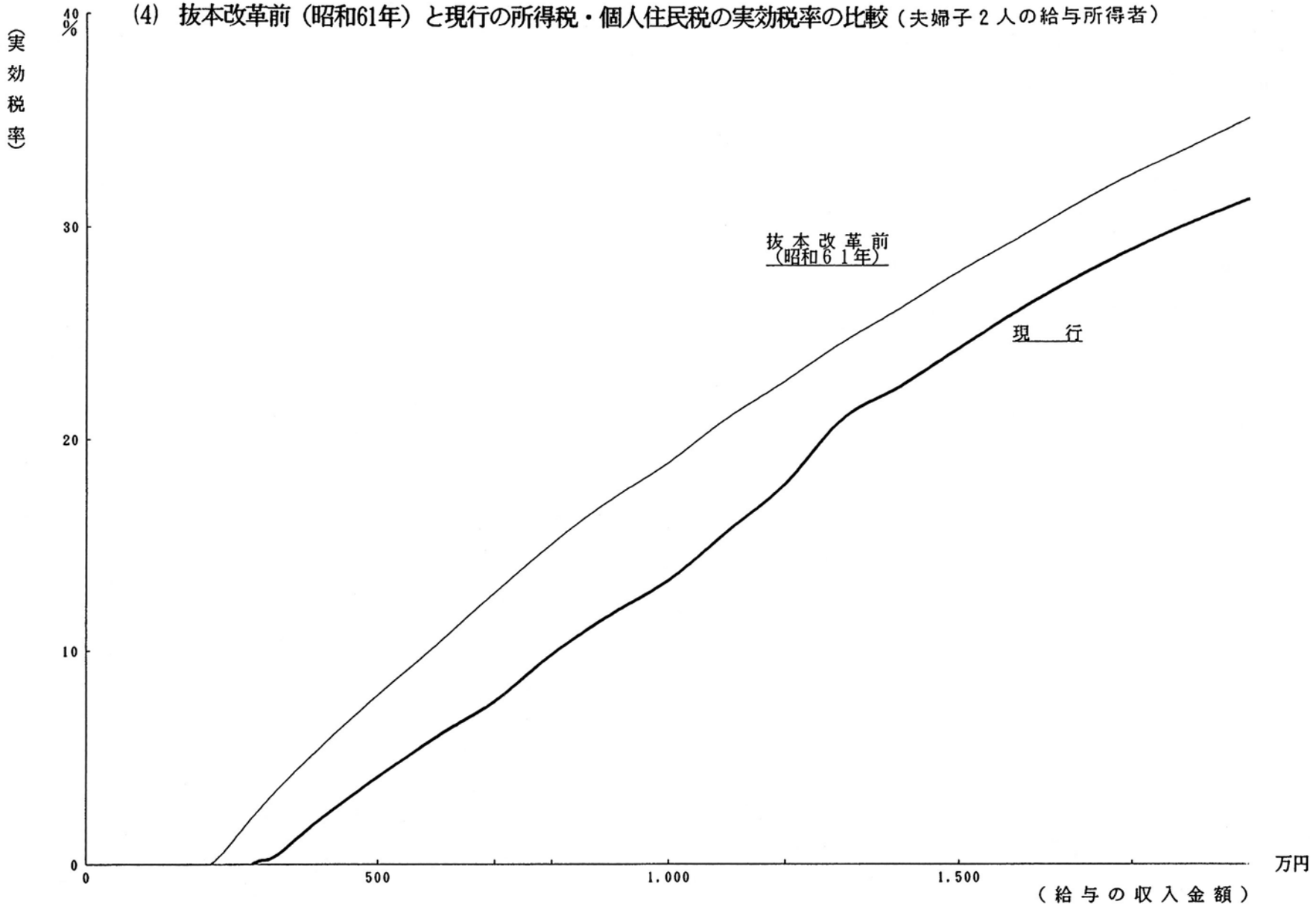


（注）1. 邦貨換算は、次のレートによる。

アメリカ	1ドル ＝ 106円
イギリス	1ポンド＝ 159円
ドイツ	1マルク＝ 63円
フランス	1フラン＝ 18円

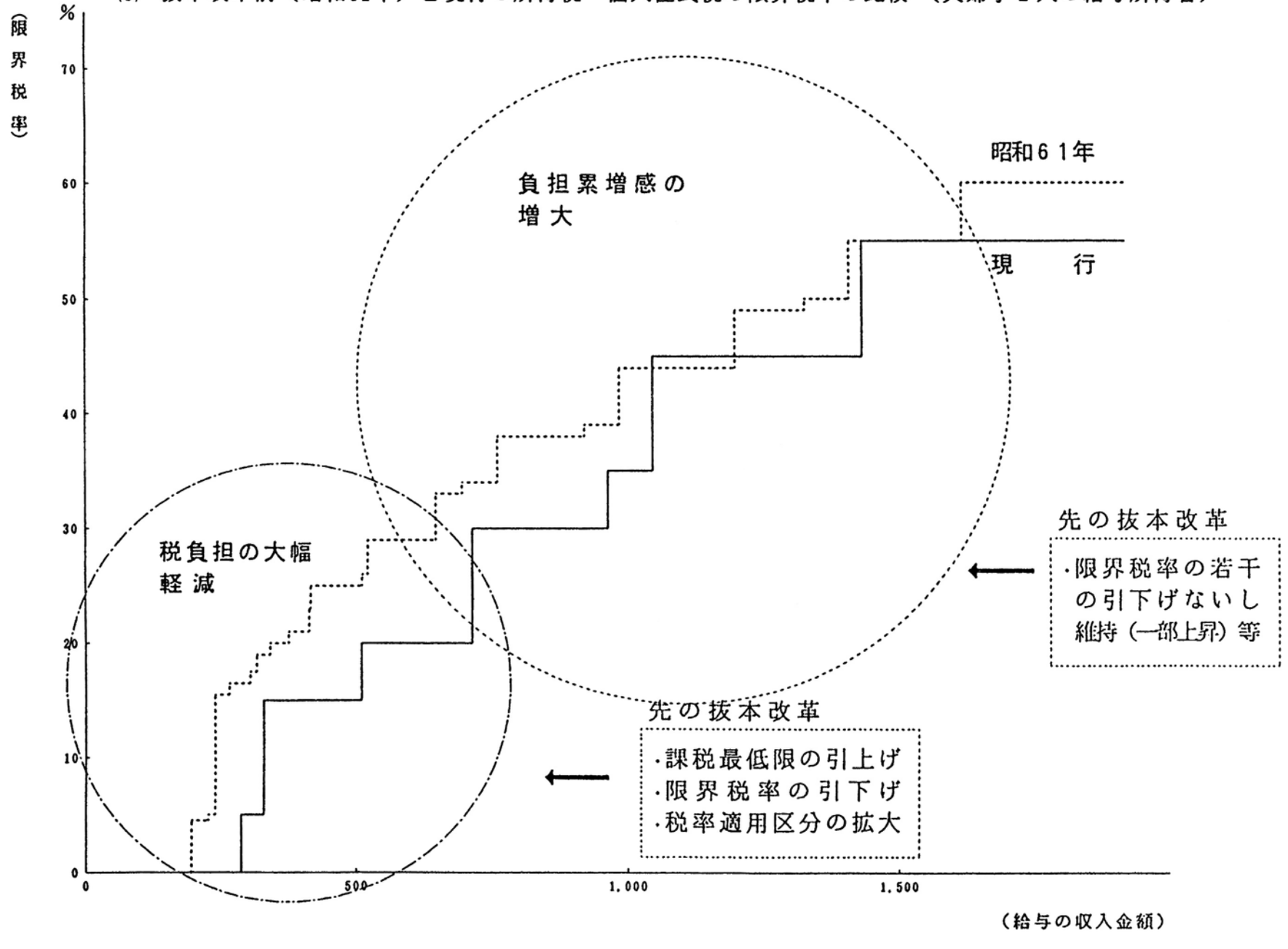
2. アメリカの住民税はニューヨーク州の所得税を例にしている。

(4) 抜本改革前（昭和61年）と現行の所得税・個人住民税の実効税率の比較（夫婦子２人の給与所得者）



	500	700	800	1,000	1,200	1,500	1,800 （万円）
軽減率〔61年⇨現行〕	48.8%	40.5%	34.8%	29.5%	21.5%	13.0%	10.8%

(5) 抜本改革前（昭和61年）と現行の所得税・個人住民税の限界税率の比較 （夫婦子２人の給与所得者）



(6) 人　的　控　除

（単位：万円）

項目		所得税	住民税
基礎控除		35	31
配偶者控除	イ　控除対象配偶者	35	31
	ロ　老人控除対象配偶者（70歳以上）	45	36
配偶者特別控除		最高　35	最高　31
扶養控除	イ　扶養親族	35	31
	ロ　特定扶養親族（16歳以上23歳未満）	50	39
	ハ　老人扶養親族（70歳以上）	45	36
同居老親等加算		＋10	＋7
同居特別障害者加算		＋30	＋21
老年者控除		50	48
障害者、寡婦、寡夫、勤労学生控除		27	26
	特別障害者	35	28
特定の寡婦加算		＋8	＋4

(7) 給与所得控除

(1)　給与所得控除制度の概要

給与収入	控除率
	（最低65万円）
165 万円以下の部分	40％
330　〃	30〃
600　〃	20〃
1,000　〃	10〃
1,000 万円超の部分	5〃

(2)　給与総額に対する給与所得控除総額の割合

給与総額	給与所得控除総額	割合
（A）	（B）	（B／A）
228．4兆円	62．8兆円	27．5％

（備考）1.　平成6年度予算ベースによる。

2.　納税者だけのものである。

13. 消費課税関係

(1) 諸外国の付加価値税率

（単位：％）

国名	導入年	現行税率（1994.1.1現在）		
		標準	軽減	割増
（ＥＣ）				
フランス	1968	18.6	2.1、5.5	——
ドイツ	1968	15	7	——
イギリス	1973	17.5	0	——
ベルギー	1971	20.5	1、6、12	——
デンマーク	1967	25	——	——
ギリシャ	1987	18	4、8	——
アイルランド	1972	21	0、2.5、12.5	——
イタリア	1973	19	4、9、13	——
ルクセンブルグ	1970	15	3、6、12	——
オランダ	1969	17.5	6	——
ポルトガル	1986	16	5	30
スペイン	1986	15	3、6	——
（ＥＣ以外）				
オーストリア	1973	20	10	——
カナダ	1991	7	0	——
フィンランド	1964	22	0	——
韓国	1977	10	——	——
ニュージーランド	1986	12.5	——	——
ノルウェー	1970	22	——	——
スウェーデン	1969	25	0、12、21	——

（注）1. ＥＣでは、市場統合の一環としての間接税の調和のため、付加価値税の標準税率を15％以上、軽減税率を５％以上とし、割増税率を廃止しなければならない旨の指令を1992年10月に出している。なお、ゼロ税率については、ＥＣ指令において、従来からこれを否定する考え方が採られている。

2. イギリスでは、1994年４月１日より、従来ゼロ税率が適用されていた家庭用燃料及び電力に対して軽減税率８％が課されている。

3. シンガポールでは、1994年４月１日より付加価値税（財貨・サービス税）が税率３％で導入されている。

(2) 中小事業者に対する特例措置

事業者免税点制度

○ 制度の概要

基準期間の課税売上高が 3,000万円以下の事業者は、納税義務が免除される。

○ 事業者数（平成３年度－試算）

区分		事業者数	構成比	累積
		店	%	%
免税事業者	～１千万	231	38.0	38.0
	～２千万	94	15.5	53.5
	～３千万	58	9.5	63.0
	計	383	63.0	－
課税事業者		225	37.0	100.0
合計		608	100.0	－

（注）免税事業者には、個人農業は含まれていない。

簡易課税制度

○ 制度の概要

基準期間の課税売上高が４億円以下の課税期間については、選択により、売上げに係る消費税額にみなし仕入率を乗じた金額を仕入れに係る消費税額とすることができる。

みなし仕入率：卸売　90%、小売　80%
製造等70%、その他60%

○ 適用状況（平成４年度）

売上階級	適用者数	課税事業者に対する累積割合
	店	%
～１億円	９５	４１．１
～２億円	２９	５３．７
～３億円	１１	５８．６
～４億円	６	６０．９
計	１４１	－

限界控除制度

○ 制度の概要

その課税期間の課税売上高が 5,000万円未満の場合には、次の算式により計算した税額を控除する。

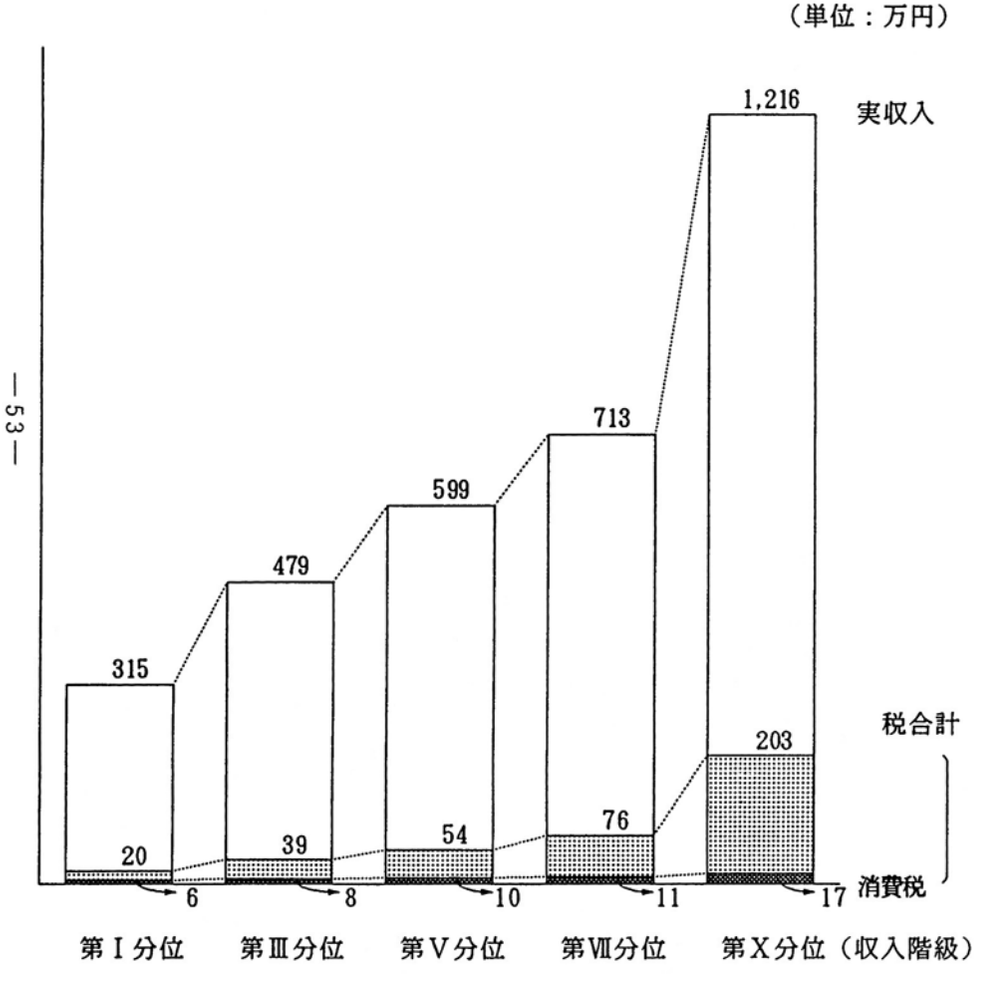
（本制度がない場合の納付すべき税額）× $\dfrac{5{,}000\text{万円} - \text{課税売上高}}{2{,}000\text{万円}}$

○ 適用状況（平成４年度）

区分	適用割合	１件当たりの限界控除税額
	%	千円
個人	５３．０	１６８
法人	２０．１	１６０
計	３０．９	１６５

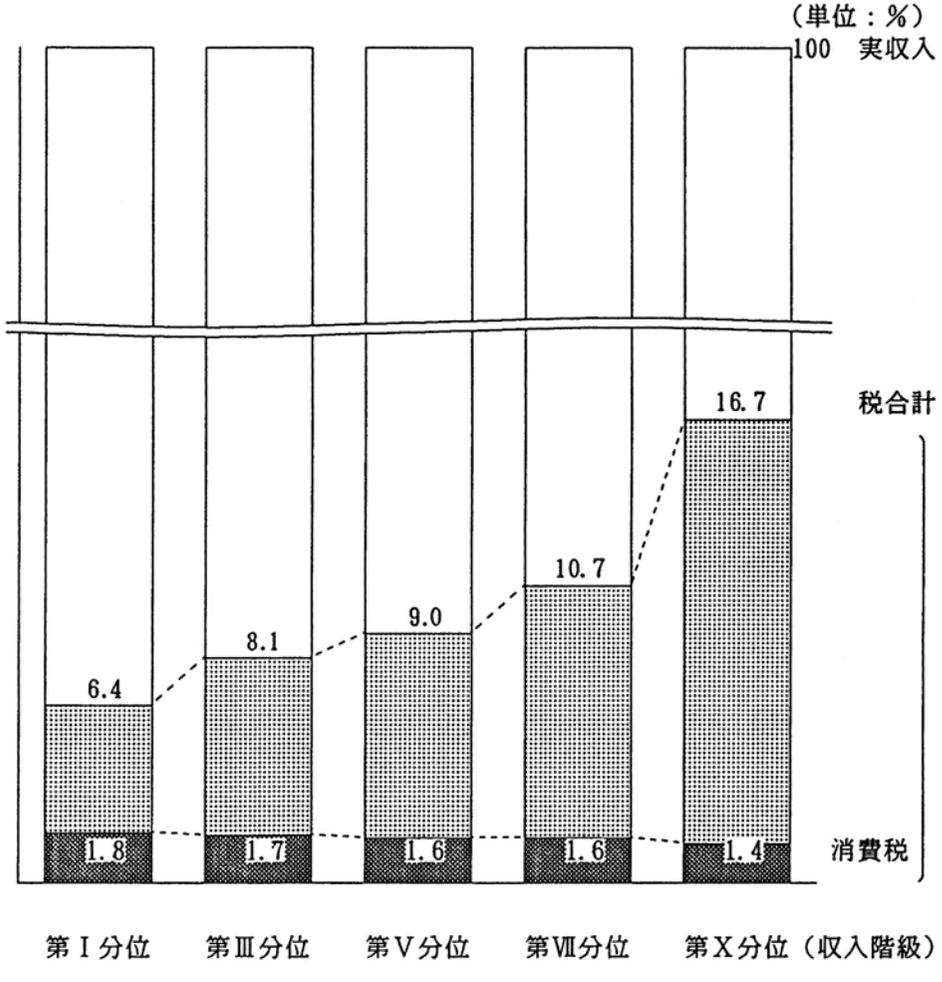
(3) 収入階級別税負担

○　実収入に対する税負担額



（備考）総務庁統計局「家計調査」（平成３年）を基に推計。

○　実収入に対する税負担率



（備考）総務庁統計局「家計調査」（平成３年）を基に推計。

（大蔵省印刷局製造）